

勝浦町高齢者福祉計画・  
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

勝 浦 町



# 目次

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨           | 1  |
| 1   | 計画の背景と目的          | 1  |
| 2   | 介護保険制度改正について      | 3  |
| 3   | 計画の根拠と位置づけ        | 5  |
| 4   | 計画の期間             | 6  |
| 5   | 日常生活圏域の設定         | 7  |
| 6   | 計画の推進と進行管理        | 7  |
| 第2章 | 本町の高齢者を取り巻く現状     | 9  |
| 1   | 勝浦町の現状            | 9  |
| 2   | アンケート調査結果からみえる現状  | 18 |
| 3   | アンケート調査結果等からみえる課題 | 23 |
| 第3章 | 基本理念、基本目標および施策の体系 | 26 |
| 1   | 基本理念              | 26 |
| 2   | 基本目標              | 27 |
| 3   | 施策の体系             | 28 |
| 第4章 | 施策の展開             | 29 |
| 1   | 生涯を健康でいきいきと活躍する   | 29 |
| 2   | 地域で安心して暮らし続ける     | 31 |
| 3   | 安定した生活支援体制を作る     | 39 |

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第5章 | 介護保険事業費等の算定                  | 42 |
| 1   | 人口及び要支援・要介護認定者の推計            | 42 |
| 2   | 高齢者人口・要介護等認定者数の推計            | 43 |
| 3   | 居宅・介護予防サービス                  | 45 |
| 4   | 施設サービス                       | 53 |
| 5   | 地域密着型サービス                    | 55 |
| 6   | 保険料の算出                       | 60 |
| 第6章 | 計画の推進体制と連携強化                 | 65 |
| 1   | 行政機関内部、関係機関や団体との連携           | 65 |
| 2   | 保健・医療・福祉の連携の拡充強化             | 65 |
| 資料編 |                              | 66 |
| 1   | 計画の策定経過                      | 66 |
| 2   | 介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画策定委員会 設置要綱 | 67 |
| 3   | 介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿 | 69 |
| 4   | 用語解説                         | 70 |

## 1 計画の背景と目的

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加しており、令和元（2019）年10月1日現在の高齢化率は28.4%となっています。今後も、高齢者人口は益々増加し、特に後期高齢者人口（75歳以上人口）が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の益々の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題といえます。

国においては、高齢社会対策の推進に当たっての基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図ることとして、平成30（2018）年2月16日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

この大綱は、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて、すべての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

この大綱に基づき、国においては、令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

これらのような課題に直面する中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることによって住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」の実現が求められています。

また、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

さらに、平均寿命が延びている中、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

そのほか、国の社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、第8期計画において重点的に取り組むべき項目として、「1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」「2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）」「3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」「4. 認知症「共生」・「予防」の推進」 「5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の5つがあげられています。

勝浦町では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「勝浦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。令和2年度には、勝浦町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や徳島県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を深化、推進します。

## 2 介護保険制度改正について

第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実することが示されています。

(社会保障審議会 介護保険部会 (第91回) 令和2年7月27日より)

### (1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえた計画として推進する

### (2) 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組を検討・推進する

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について検討・推進する

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について検討・推進する

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえた計画として推進する

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策を充実・推進する（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について推進）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点について検討・推進する

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考にして推進する

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について検討・推進する

#### (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について検討・推進する
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案する

#### (5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき検討・推進する
- 教育等他の分野との連携に関する事項について検討・推進する

#### (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について検討・推進する
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を検討する
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について検討する
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について検討・推進する
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を検討・推進する

#### (7) 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について検討・推進する
- 避難支援プラン（個別計画）の作成を検討・推進する
- 要配慮者を含む地域住民に対し、「福祉避難所」に関する情報の周知や運営体制の強化について検討・推進する
- 3密（密閉、密集、密接）の回避、マスク着用等の感染予防に配慮した介護予防、見守り活動について検討・推進する



### 3 計画の根拠と位置づけ

#### < 法的位置づけ >

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、町が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

#### < 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との兼ね合い >

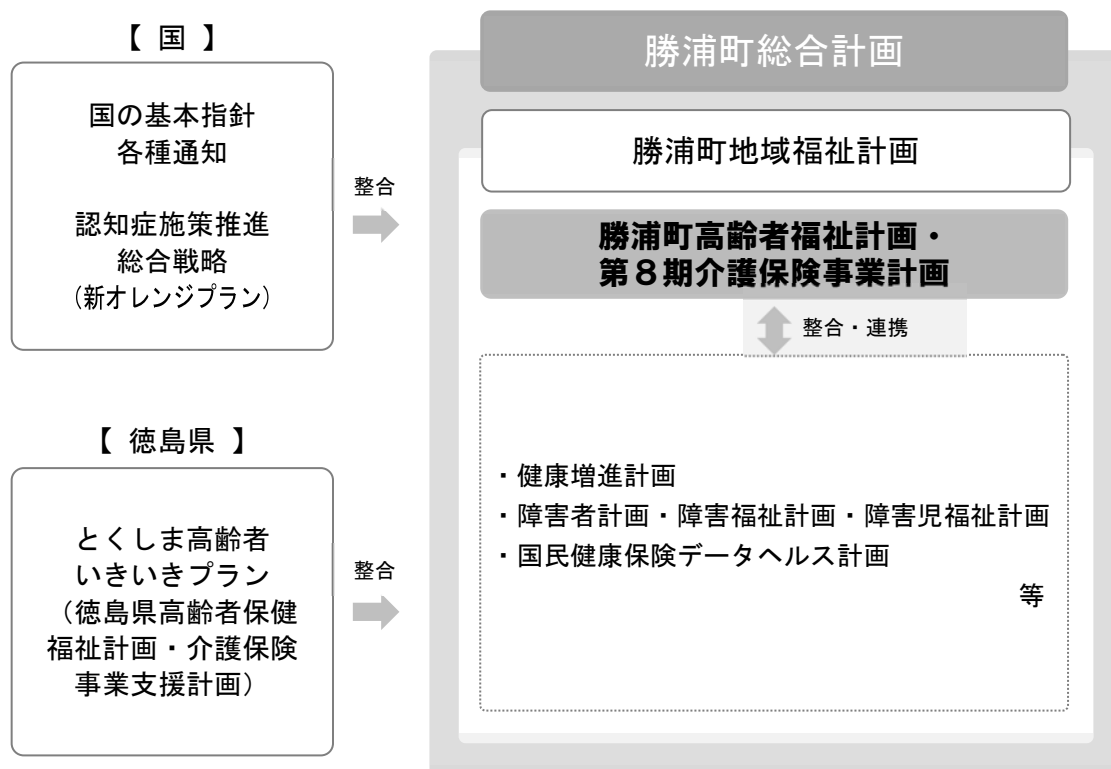
本計画は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものです。

#### < 町の上位・関連計画との位置づけ >

町政の基本指針である勝浦町総合計画のもと、地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等の保健・医療・福祉に関する計画との整合を図ります。

#### < 県の計画との位置づけ >

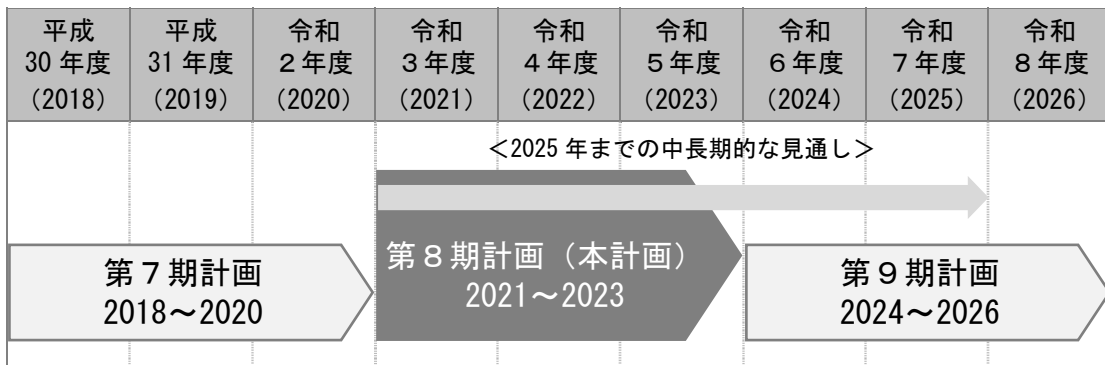
県が策定する「とくしま高齢者いきいきプラン」との整合を図ります。



## 4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

具体的には、国勢調査などから推計される令和2（2020）年及び令和7（2025）年における高齢者人口などを基に、勝浦町の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。



## 5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

本町における地理的条件、人口、その他の社会的条件を勘案し、勝浦町全域を1つとして日常生活圏域を設定します。

## 6 計画の推進と進行管理

### (1) 計画の推進方針

#### ① 「2025年・2040年」を見据えた施策展開

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、町の将来像を描きながら、そこに至るステップとして本計画の施策を展開します。

#### ② 介護保険法の一部改正への対応

地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険制度の改正について、その円滑な対応に努めます。

#### ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進と評価

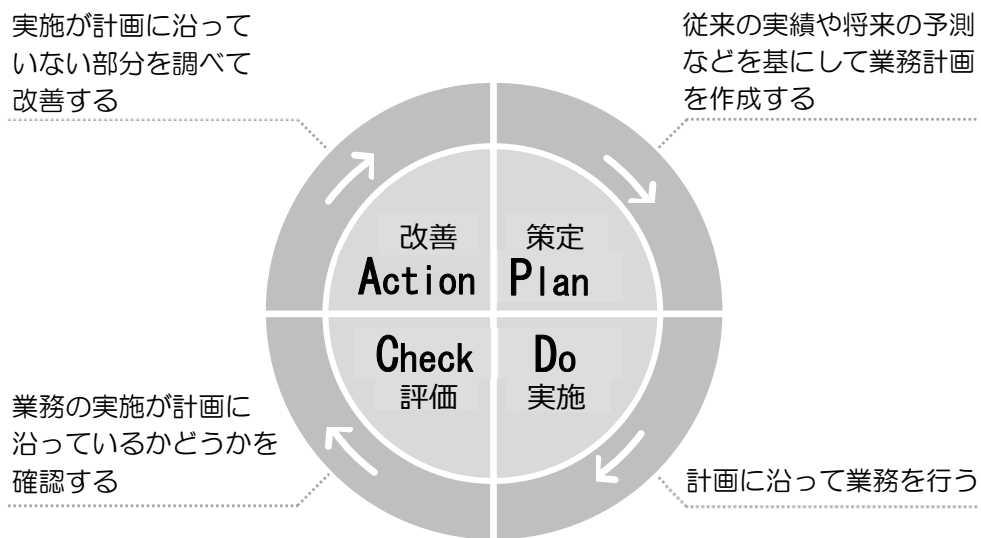
地域包括ケアシステムに不可欠な構成要素である「医療・介護の連携強化」、「介護サービスの充実強化」、「介護予防の推進」、「多様な担い手による生活支援サービスの提供」、「高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者の住まいの整備」、「認知症総合支援」等について、各要素の施策の進捗を定期的に評価しつつ、必要な見直しを行って、さらに施策を推進します。

## (2) PDCAサイクルの確立

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

計画に定める事業推進方針や事業目標数値等の実施・進捗状況を把握し、点検・評価を行い、広報紙や町ホームページ等で公表していきます。

PDCAサイクルのイメージ



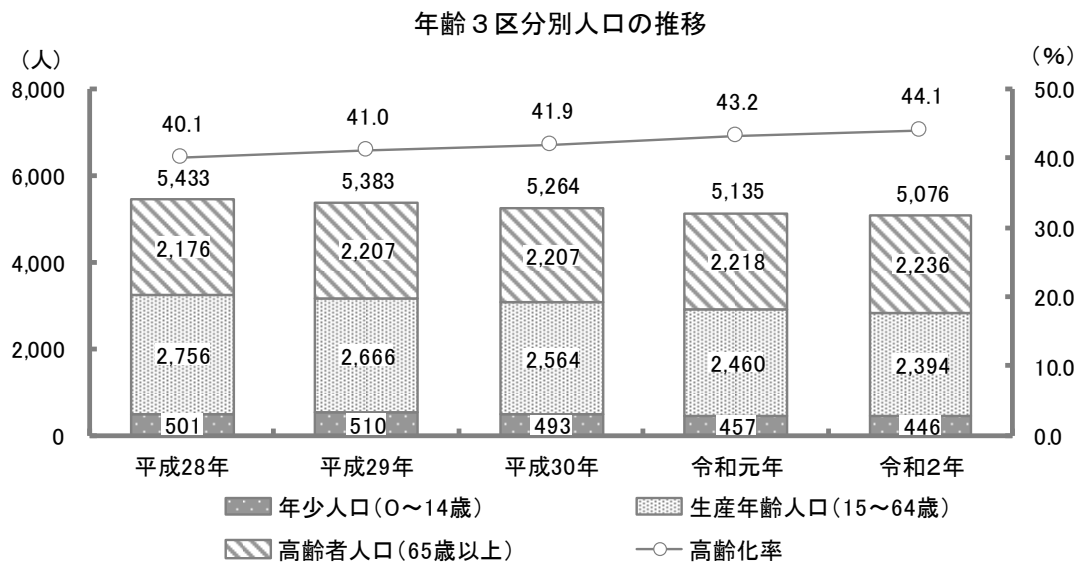
# 第2章

## 本町の高齢者を取り巻く現状

### 1 勝浦町の現状

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は減少傾向となっており、令和2年に5,076人となっています。また、高齢者人口は微増を続け、高齢化率も緩やかに増加しており、令和2年で44.1%となっています。

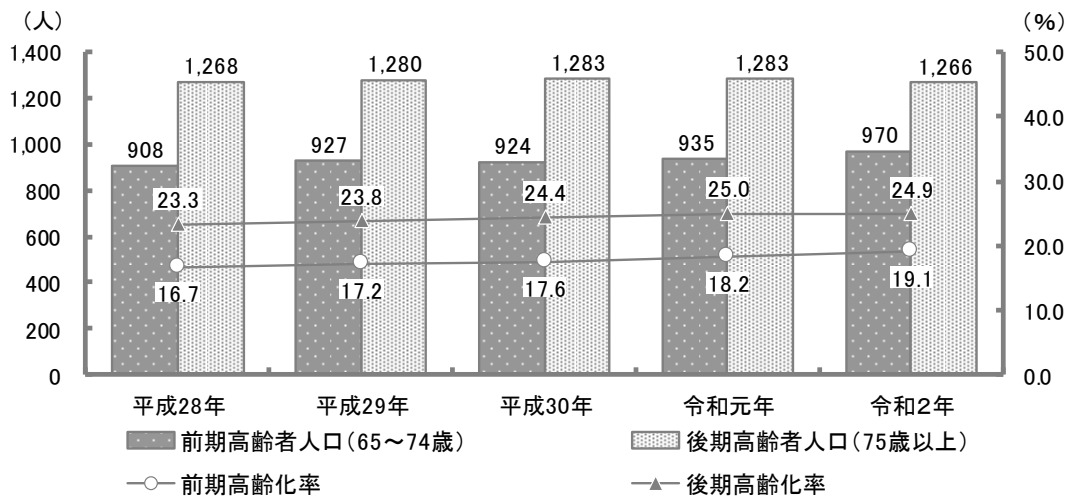


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 前期高齢者、後期高齢者の推移

本町の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々増加し、令和2年で970人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は令和元年までは増加していましたが、令和2年で減少し1,266人となっています。

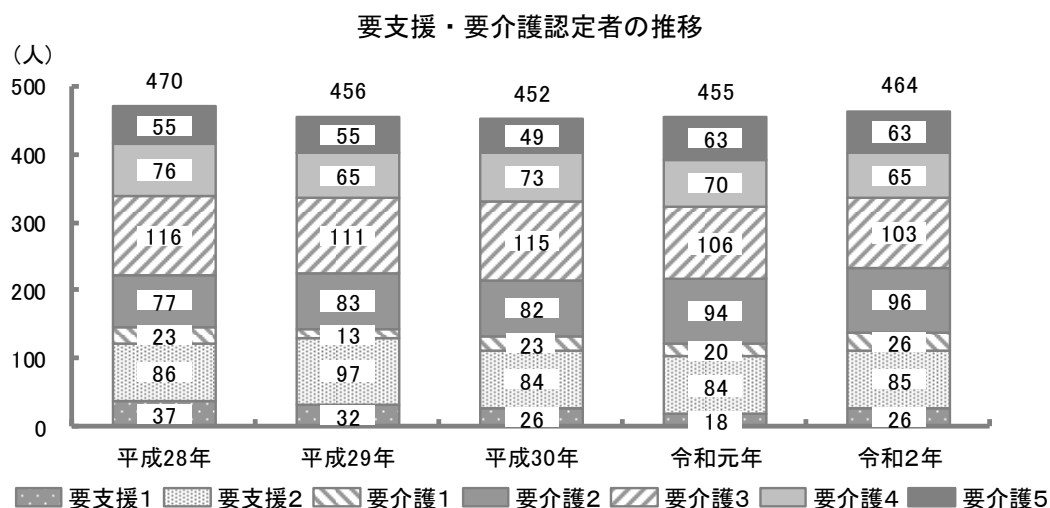
前期高齢者、後期高齢者の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (3) 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は減少傾向となっており、令和2年10月1日現在で464人となっています。介護度別で見ると、要介護3の減少が最も大きく、次いで、要介護4、要支援1が大きくなっています。



#### 性別・要介護度別の認定者数

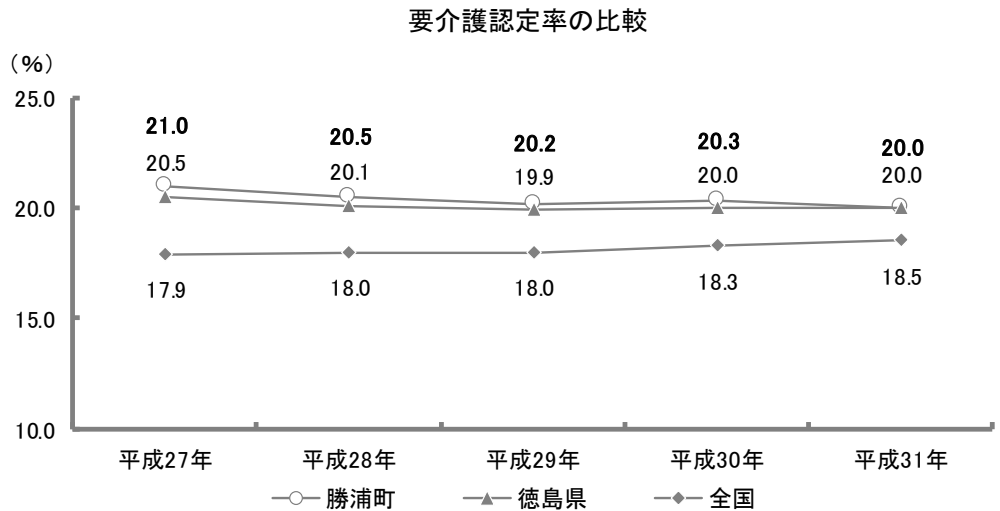
単位：人

| 項目 |        | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 男性 | 65～69歳 | 1    | 1    | 0    | 1    | 1    | 0    | 2    |
|    | 70～74歳 | 2    | 7    | 3    | 2    | 1    | 1    | 1    |
|    | 75～79歳 | 2    | 2    | 0    | 6    | 3    | 1    | 3    |
|    | 80～84歳 | 1    | 6    | 0    | 7    | 7    | 3    | 7    |
|    | 85～89歳 | 2    | 4    | 0    | 10   | 7    | 4    | 9    |
|    | 90歳以上  | 1    | 9    | 1    | 13   | 9    | 6    | 3    |
| 女性 | 65～69歳 | 0    | 2    | 0    | 0    | 1    | 1    | 1    |
|    | 70～74歳 | 0    | 3    | 0    | 3    | 3    | 1    | 1    |
|    | 75～79歳 | 0    | 4    | 0    | 6    | 6    | 6    | 2    |
|    | 80～85歳 | 1    | 9    | 6    | 9    | 11   | 3    | 6    |
|    | 85～89歳 | 2    | 19   | 11   | 21   | 15   | 10   | 14   |
|    | 90歳以上  | 3    | 20   | 3    | 18   | 32   | 29   | 15   |

資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

#### (4) 要介護認定率の比較

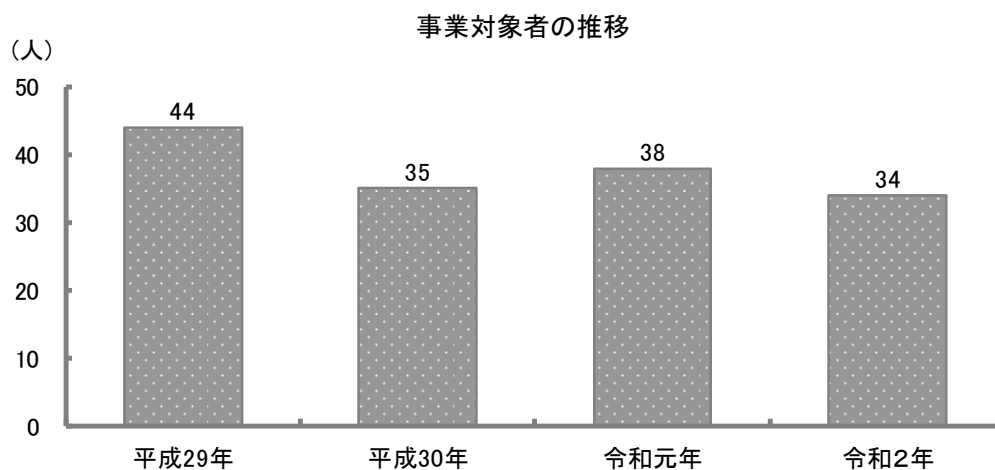
本町の要介護認定率は減少傾向となっており、平成31年3月末現在で20.0%となっています。また、県・全国と比較すると高い値で推移しています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

#### (5) 事業対象者の推移

本町の事業対象者数は減少傾向となっており、令和2年で34人となっています。

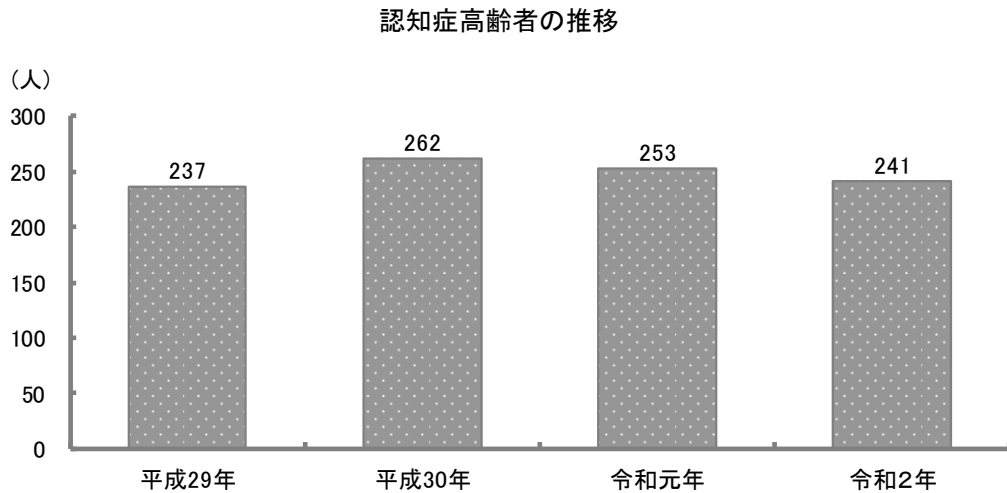


資料：庁内調べ（各年10月1日現在）



## (6) 認知症高齢者の推移

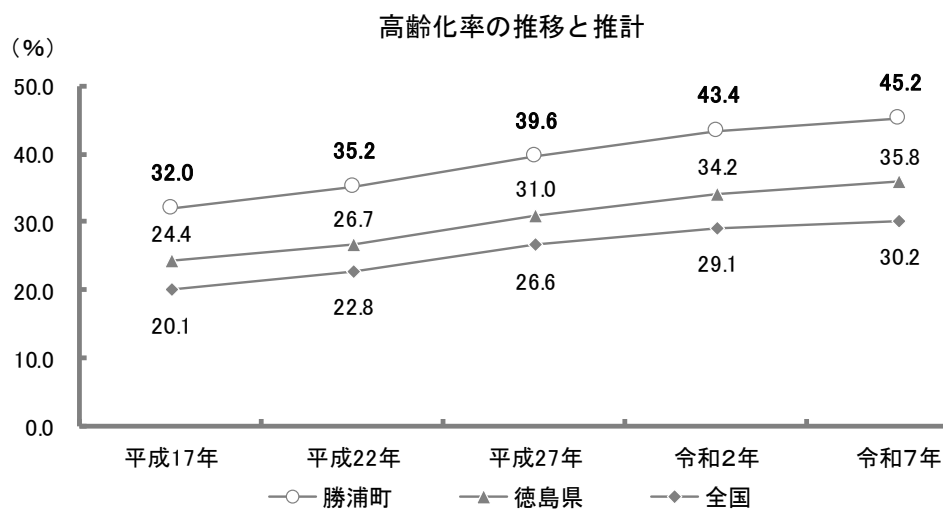
本町の認知症高齢者数は平成30年以降、減少傾向となっており、令和2年で241人となっています。



資料：庁内調べ（各年10月1日現在）

## (7) 高齢化率の推移と推計

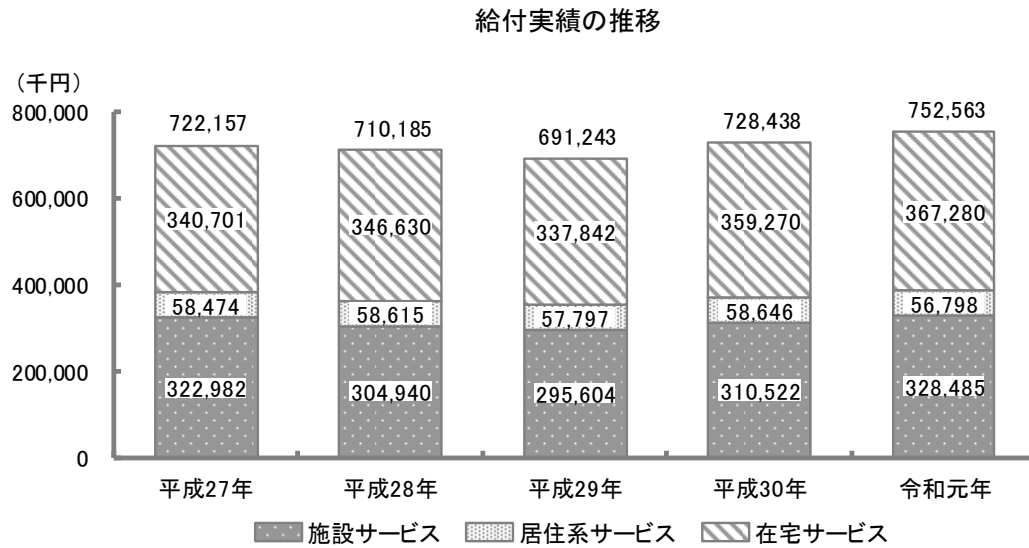
本町の高齢化率は増加傾向となっており、令和7年の推計では45.2%となっています。また、県・全国と比較すると高い値で推移しています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

## (8) 給付実績の推移

本町の給付実績はほぼ横ばいで推移しており、令和元年で752,563千円となっています。サービス別でみると、施設サービス及び在宅サービスが増加しています。



資料：庁内調べ

## (9) サービスごとの給付実績の推移

本町のサービスごとの給付実績の推移は、全体の直近3年間の傾向は増加傾向となっており、令和元年度では752,563千円となっています。

サービス別でみると、施設サービス及び在宅サービスが増加しています。

単位：千円

|               |                          | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 直近3年間<br>の傾向 |
|---------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|--------------|
| 施設サービス        | 小計                       | 322,982    | 304,940    | 295,604    | 310,522    | 328,485   | 増加傾向         |
|               | 介護老人福祉施設                 | 186,871    | 184,270    | 184,262    | 187,589    | 203,523   | 増加傾向         |
|               | 地域密着型介護<br>老人福祉施設入所者生活介護 | 66,572     | 67,638     | 66,396     | 70,015     | 71,286    | 増加傾向         |
|               | 介護老人保健施設                 | 46,934     | 43,515     | 38,883     | 41,027     | 49,346    | 増加傾向         |
|               | 介護療養型医療施設                | 22,605     | 9,517      | 6,063      | 11,891     | 4,330     | 減少傾向         |
| 居住系サービス       | 小計                       | 58,474     | 58,615     | 57,797     | 58,646     | 56,798    | 横ばい傾向        |
|               | 特定施設入居者生活介護              | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
|               | 地域密着型特定施設<br>入居者生活介護     | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
|               | 認知症対応型共同生活介護             | 58,474     | 58,615     | 57,797     | 58,646     | 56,798    | 横ばい傾向        |
| 在宅サービス        | 小計                       | 340,701    | 346,630    | 337,842    | 359,270    | 367,280   | 増加傾向         |
|               | 訪問介護                     | 18,927     | 15,624     | 15,936     | 14,764     | 12,685    | 減少傾向         |
|               | 訪問入浴介護                   | 13         | 52         | 604        | 450        | 124       | 減少傾向         |
|               | 訪問看護                     | 1,653      | 1,039      | 2,601      | 3,459      | 3,536     | 増加傾向         |
|               | 訪問リハビリテーション              | 2,587      | 3,988      | 3,978      | 4,212      | 2,785     | 減少傾向         |
|               | 居宅療養管理指導                 | 662        | 974        | 1,331      | 1,166      | 994       | 減少傾向         |
|               | 通所介護                     | 123,380    | 133,826    | 118,955    | 126,244    | 125,038   | 横ばい傾向        |
|               | 地域密着型通所介護                | —          | 1,390      | 862        | 0          | 0         | 減少傾向         |
|               | 通所リハビリテーション              | 37,558     | 40,193     | 44,158     | 40,572     | 40,000    | 減少傾向         |
|               | 短期入所生活介護                 | 95,516     | 88,305     | 84,753     | 105,357    | 119,499   | 増加傾向         |
|               | 短期入所療養介護（老健）             | 1,061      | 1,075      | 936        | 1,264      | 2,424     | 増加傾向         |
|               | 短期入所療養介護（病院等）            | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
|               | 福祉用具貸与                   | 14,404     | 14,699     | 16,861     | 15,799     | 15,045    | 減少傾向         |
|               | 特定福祉用具販売                 | 899        | 669        | 982        | 671        | 526       | 減少傾向         |
|               | 住宅改修                     | 4,023      | 2,721      | 4,949      | 2,437      | 1,980     | 減少傾向         |
|               | 定期巡回・<br>随時対応型訪問介護看護     | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
|               | 夜間対応型訪問介護                | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
|               | 認知症対応型通所介護               | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
|               | 小規模多機能型居宅介護              | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
|               | 看護小規模多機能型居宅介護            | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         | —            |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 40,018                   | 42,075     | 40,936     | 42,875     | 42,644     | 増加傾向      |              |
| 合計            | 722,157                  | 710,185    | 691,243    | 728,438    | 752,563    | 増加傾向      |              |

## (10) 給付実績値と計画値の比較（平成30年度）

平成30年度の実績値と計画値を比較すると、全体の対計画比は、いずれのサービスも増加しており、106.2%となっています。

単位：千円、%

|             |                      | 平成30年度  |         | 対計画比<br>(実績値/計画値) |
|-------------|----------------------|---------|---------|-------------------|
|             |                      | 実績値     | 計画値     |                   |
| 施設サービス      | 小計                   | 310,522 | 304,873 | 101.9             |
|             | 介護老人福祉施設             | 187,589 | 184,377 | 101.7             |
|             | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 70,015  | 63,954  | 109.5             |
|             | 介護老人保健施設             | 41,027  | 42,079  | 97.5              |
|             | 介護医療院                | 0       | 10,482  | 0.0               |
|             | 介護療養型医療施設            | 11,891  | 3,981   | 298.7             |
| サービス<br>居住系 | 小計                   | 58,646  | 57,753  | 101.5             |
|             | 特定施設入居者生活介護          | 0       | 0       | —                 |
|             | 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0       | 0       | —                 |
|             | 認知症対応型共同生活介護         | 58,646  | 57,753  | 101.5             |
| 在宅サービス      | 小計                   | 359,270 | 323,227 | 111.2             |
|             | 訪問介護                 | 14,764  | 14,518  | 101.7             |
|             | 訪問入浴介護               | 450     | 0       | —                 |
|             | 訪問看護                 | 3,459   | 1,134   | 305.0             |
|             | 訪問リハビリテーション          | 4,212   | 4,047   | 104.1             |
|             | 居宅療養管理指導             | 1,166   | 1,191   | 97.9              |
|             | 通所介護                 | 126,244 | 119,711 | 105.5             |
|             | 地域密着型通所介護            | 0       | 0       | —                 |
|             | 通所リハビリテーション          | 40,572  | 39,866  | 101.8             |
|             | 短期入所生活介護             | 105,357 | 83,734  | 125.8             |
|             | 短期入所療養介護（老健）         | 1,264   | 0       | —                 |
|             | 短期入所療養介護（病院等）        | 0       | 0       | —                 |
|             | 福祉用具貸与               | 15,799  | 15,716  | 100.5             |
|             | 特定福祉用具販売             | 671     | 734     | 91.4              |
|             | 住宅改修                 | 2,437   | 2,135   | 114.1             |
|             | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0       | 0       | —                 |
|             | 夜間対応型訪問介護            | 0       | 0       | —                 |
|             | 認知症対応型通所介護           | 0       | 0       | —                 |
|             | 小規模多機能型居宅介護          | 0       | 0       | —                 |
|             | 看護小規模多機能型居宅介護        | 0       | 0       | —                 |
|             | 介護予防支援・居宅介護支援        | 42,875  | 40,441  | 106.0             |
|             | 合計                   | 728,438 | 685,853 | 106.2             |

## (11) 給付実績値と計画値の比較（令和元年度）

令和元年度の実績値と計画値を比較すると、全体の対計画比は、増加しており、111.2%となっています。

単位：千円、%

|             |                      | 令和元年度   |         | 対計画比<br>(実績値/計画値) |
|-------------|----------------------|---------|---------|-------------------|
|             |                      | 実績値     | 計画値     |                   |
| 施設サービス      | 小計                   | 328,485 | 305,006 | 107.7             |
|             | 介護老人福祉施設             | 203,523 | 184,460 | 110.3             |
|             | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 71,286  | 63,983  | 111.4             |
|             | 介護老人保健施設             | 49,346  | 42,098  | 117.2             |
|             | 介護医療院                | 0       | 10,482  | 0.0               |
|             | 介護療養型医療施設            | 4,330   | 3,983   | 108.7             |
| サービス<br>居住系 | 小計                   | 56,798  | 57,779  | 98.3              |
|             | 特定施設入居者生活介護          | 0       | 0       | —                 |
|             | 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0       | 0       | —                 |
|             | 認知症対応型共同生活介護         | 56,798  | 57,779  | 98.3              |
| 在宅サービス      | 小計                   | 367,280 | 313,991 | 117.0             |
|             | 訪問介護                 | 12,685  | 14,398  | 88.1              |
|             | 訪問入浴介護               | 124     | 0       | —                 |
|             | 訪問看護                 | 3,536   | 1,526   | 231.7             |
|             | 訪問リハビリテーション          | 2,785   | 3,829   | 72.7              |
|             | 居宅療養管理指導             | 994     | 1,311   | 75.8              |
|             | 通所介護                 | 125,038 | 118,665 | 105.4             |
|             | 地域密着型通所介護            | 0       | 2,483   | —                 |
|             | 通所リハビリテーション          | 40,000  | 33,223  | 120.4             |
|             | 短期入所生活介護             | 119,499 | 83,880  | 142.5             |
|             | 短期入所療養介護（老健）         | 2,424   | 0       | —                 |
|             | 短期入所療養介護（病院等）        | 0       | 0       | —                 |
|             | 福祉用具貸与               | 15,045  | 13,390  | 112.4             |
|             | 特定福祉用具販売             | 526     | 617     | 85.3              |
|             | 住宅改修                 | 1,980   | 1,016   | 194.9             |
|             | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0       | 0       | —                 |
|             | 夜間対応型訪問介護            | 0       | 0       | —                 |
|             | 認知症対応型通所介護           | 0       | 0       | —                 |
|             | 小規模多機能型居宅介護          | 0       | 0       | —                 |
|             | 看護小規模多機能型居宅介護        | 0       | 0       | —                 |
|             | 介護予防支援・居宅介護支援        | 42,644  | 39,653  | 107.5             |
|             | 合計                   | 752,563 | 676,776 | 111.2             |

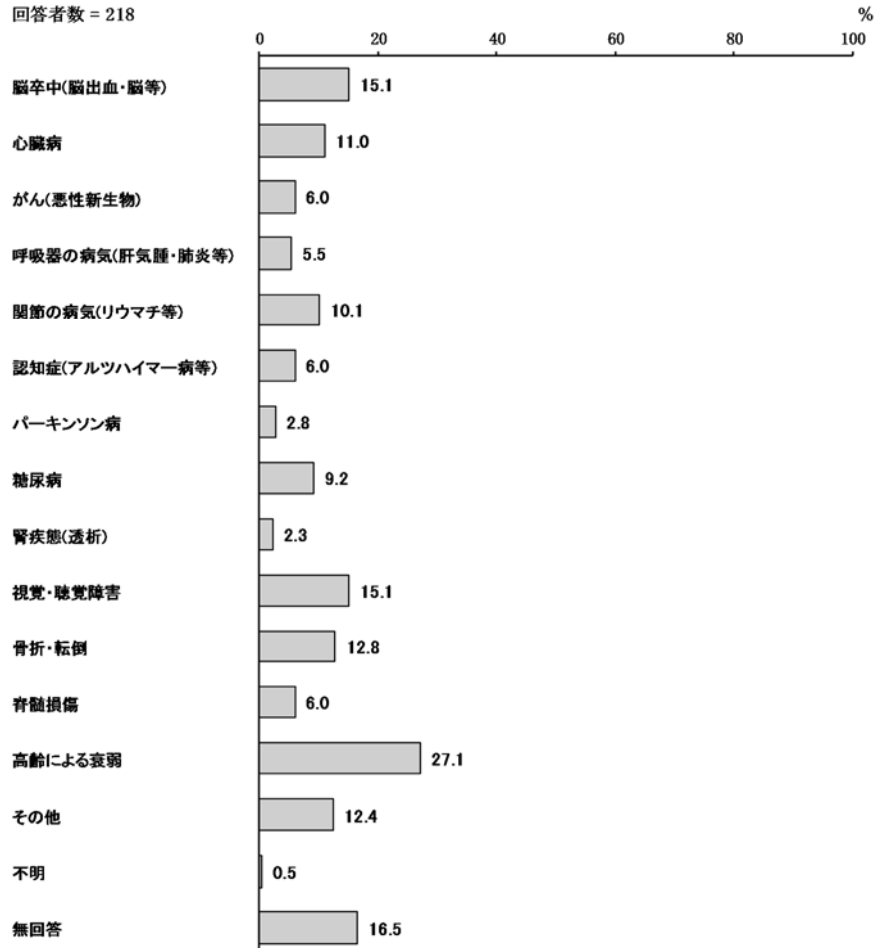
## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 家族や生活状況について

#### ① 介護・介助が必要になった主な原因

「高齢による衰弱」の割合が27.1%と最も高く、次いで「脳卒中(脳出血・脳等)」、「脳卒中(脳出血・脳等)」、「視覚・聴覚障害」の割合が15.1%となっています。

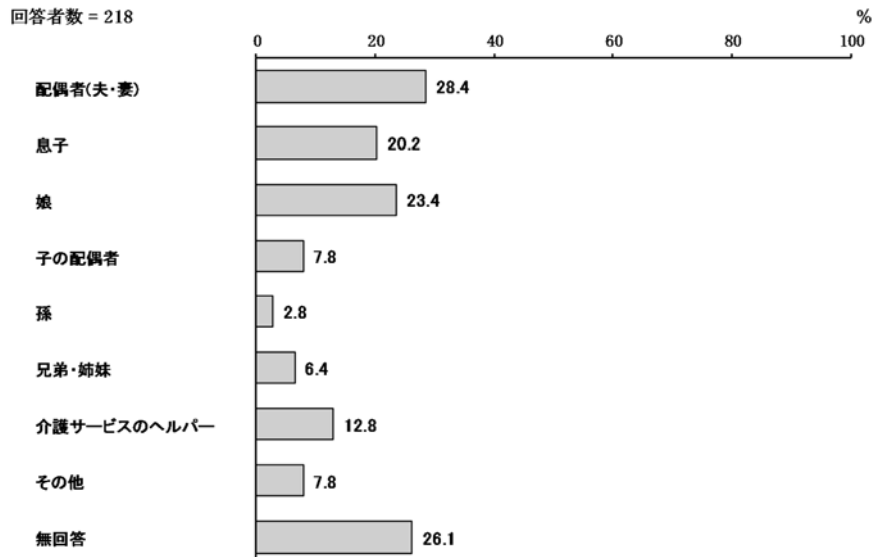
回答者数 = 218



#### ② 主な介護者・介助者

「配偶者(夫・妻)」の割合が28.4%と最も高く、次いで「娘」の割合が23.4%、「息子」の割合が20.2%となっています。

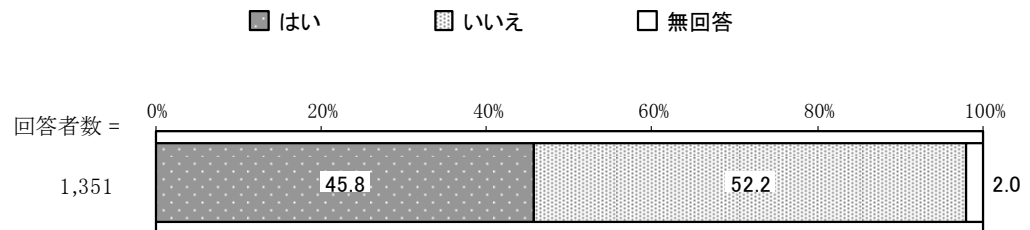
回答者数 = 218



## (2) からだを動かすことについて

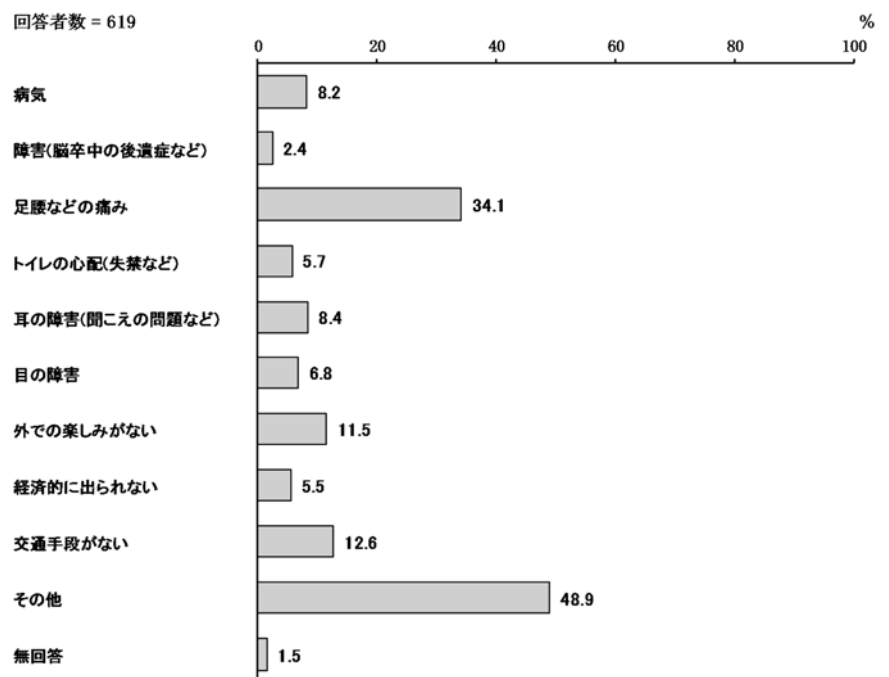
### ① 外出を控えているか

「はい」の割合が45.8%、「いいえ」の割合が52.2%となっています。



### ② 外出を控えている理由

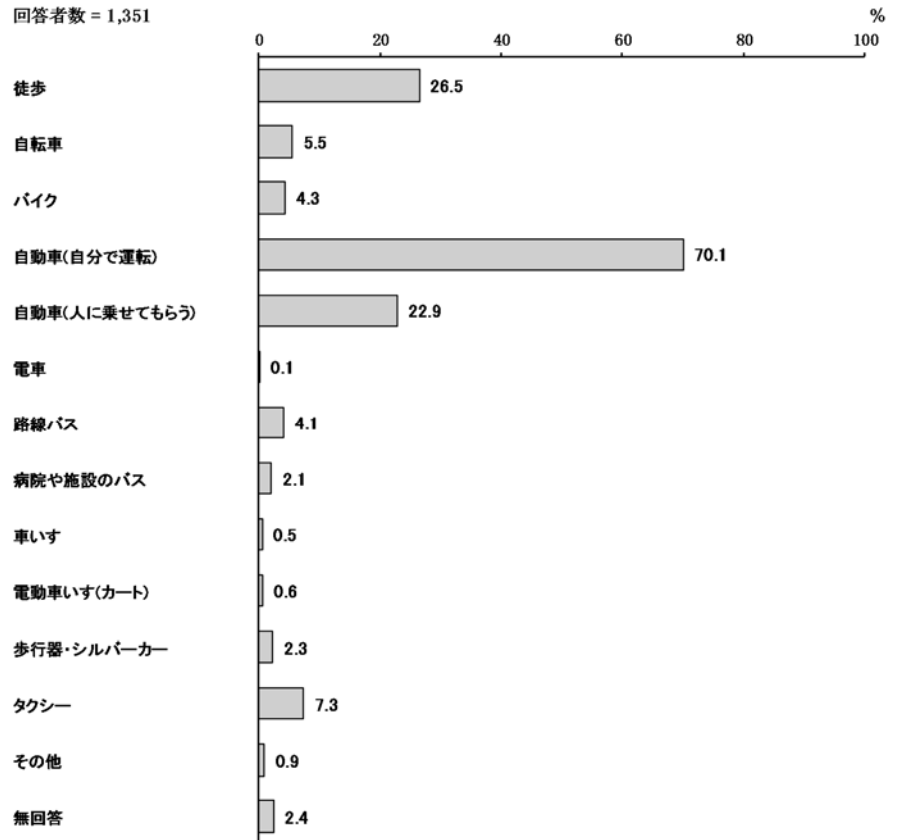
「足腰などの痛み」の割合が34.1%と最も高く、次いで「交通手段がない」の割合が12.6%、「外での楽しみがない」の割合が11.5%となっています。



### ③ 外出する際の移動手段について

「自動車(自分で運転)」の割合が70.1%と最も高く、次いで「徒歩」の割合が26.5%、「自動車(人に乗せてもらう)」の割合が22.9%となっています。

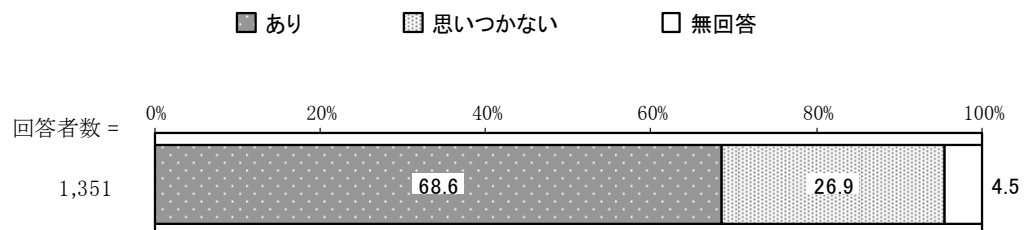
回答者数 = 1,351



## (3) 毎日の生活について

### ① 趣味の有無

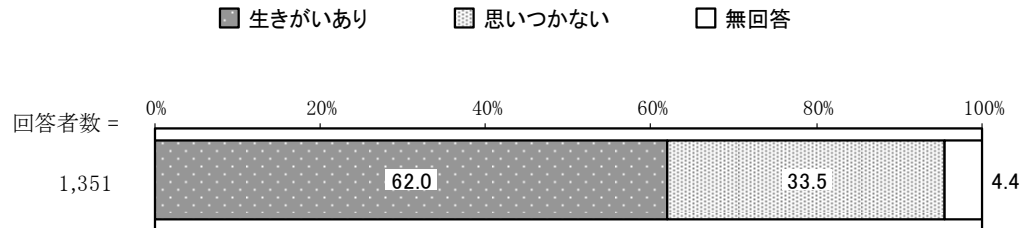
「あり」の割合が68.6%、「思いつかない」の割合が26.9%となっています。





## ② 生きがいの有無

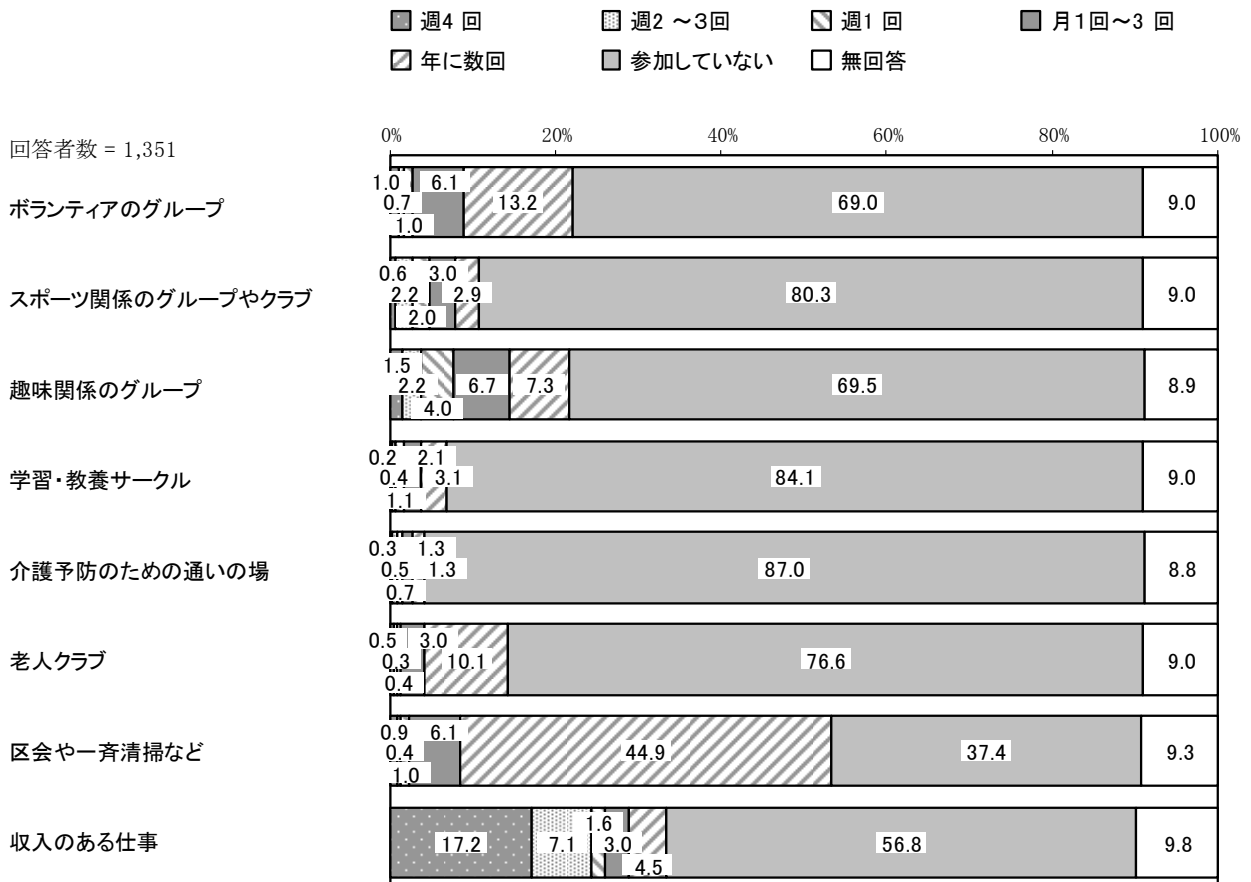
「生きがいあり」の割合が62.0%、「思いつかない」の割合が33.5%となっています。



## (4) 地域での活動について

### ① 地域での活動への参加について

『学習・教養サークル』『介護予防のための通いの場』で「参加していない」の割合が高くなっています。

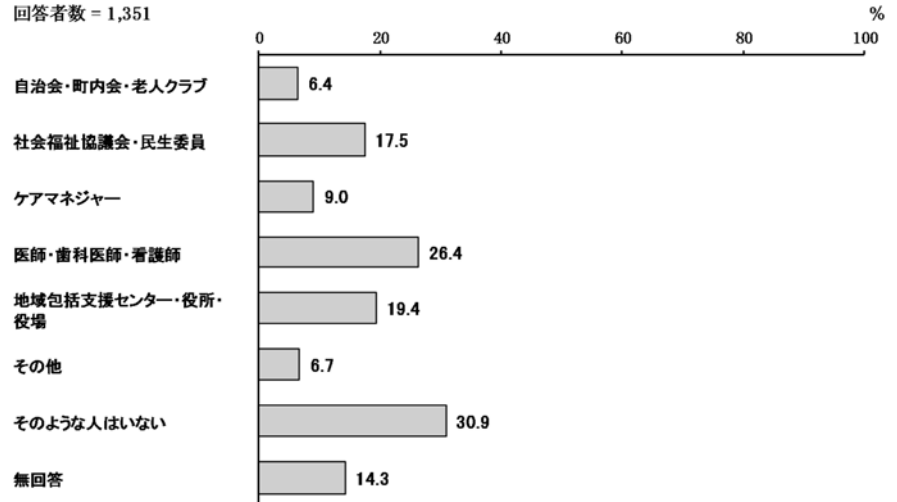


## (5) たすけあいについて

### ① 家族や友人・知人以外の相談相手

「そのような人はいない」の割合が30.9%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が26.4%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が19.4%となっています。

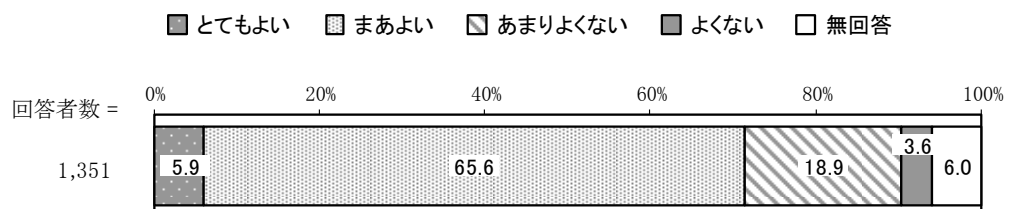
回答者数 = 1,351



## (6) 健康について

### ① 現在の健康状態について

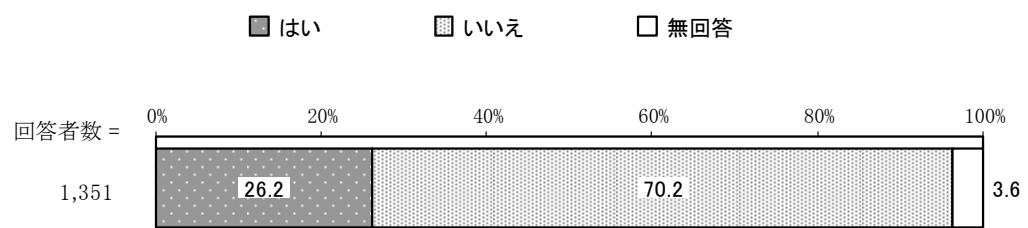
「まあよい」の割合が65.6%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が18.9%となっています。



## (7) 認知症にかかる相談窓口の把握について

### ① 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」の割合が26.2%、「いいえ」の割合が70.2%となっています。



### 3 アンケート調査結果等からみえる課題

ここでは、勝浦町高齢者福祉計画の基本目標ごとに、課題を整理しました。

#### 1 「生涯を健康でいきいきと活躍する」についての課題

本町では、高齢者がいつまでもいきいきとした生活が送れるよう、普段からの健康づくり、介護予防の取組を展開し、要介護（要支援）状態に陥らないための介護予防の推進を図ってきました。

勝浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、趣味の有無について、「あり」の割合が68.6%、「思いつかない」の割合が26.9%、生きがいの有無について、「生きがいあり」の割合が62.0%、「思いつかない」の割合が33.5%となっています。

また、地域での活動について、「介護予防のための通いの場」「学習・教養サークル」「スポーツ関係のグループやクラブ」で「参加していない」の割合が8割を超えています。参加率の高い活動は、「区会や一斉清掃など」の年に数回が44.9%、「収入のある仕事」の週4回が17.2%、「ボランティアのグループ」の年に数回が13.2%、「老人クラブ」の年に数回が10.1%で、10%を超える参加が非常に少ない結果となっています。

今後も、団塊の世代を含む高齢者の多様化するニーズをどのように捉えて、地域活動に参加しやすい状況をどのように整えていくかが大きな課題となっており、元気な高齢者の生きがいづくりのひとつとして地域活動や生活支援の担い手として参加を呼びかけることで、地域の活性化、高齢者のQOL（生活の質）の向上につなげることが重要です。

勝浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、現在の健康状態は、「まあよい」の割合が65.6%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が18.9%となっています。「とてもよい」と「まあよい」を合わせた“よい”の割合が71.5%、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた“よくない”の割合が22.5%となっています。

また、勝浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると「介護・介助が必要になった主な原因」は、「高齢による衰弱」の割合が27.1%と最も高く、次いで「脳卒中（脳出血・脳等）」、「視覚・聴覚障害」の割合が15.1%という結果となっています。

生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。

また、本町の介護予防教室や百歳体操等の健康づくり、介護予防事業を展開していますが、住民主体の通いの場の担い手の確保が課題となっており、今後も通いの場を

推進しつつ、一般介護予防事業を進め、高齢者の健康づくり、介護予防を推進していくことが重要です。

また、国においては、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指していることから、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進していくための方策を検討していくことが必要です。

## 2 「地域で安心して暮らし続ける」についての課題

本町では、介護保険の趣旨を大切にしながら、さらにサービスを充実させ、高齢者の目線に立った自立支援を強化してきました。

勝浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、現在、介護、介助を受けている人の中で「主な介護者」は、「配偶者(夫・妻)」の割合が28.4%と最も高く、次いで「娘」の割合が23.4%、「息子」の割合が20.2%となっており、身近な家族の割合が72%を占めております。

高齢者が在宅生活を継続するためには、高齢者自身の健康状態はもとより、家族など高齢者を取り巻く状況の変化（高齢者世帯や独居世帯）に応じて、様々な生活支援事業が途切れることなく実施されることが必要です。

また、近年では、一人暮らし高齢者の孤立死も大きな社会問題となっており、行政や自治会等が事前に情報を把握できないケースもあることから、地域や事業者との連携による一人暮らしを含む高齢者世帯などに対する日常生活の支援や見守りを充実していく必要があります。

今後、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる令和7（2025）年を見据えると、介護サービスの利用者数や利用量は、ますます増加していくものと見込まれていることから、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要があります。また、介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に努めるとともに、低所得者に対しては、利用者負担の軽減や介護保険料の減免などにより、引き続き、介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進する必要があります。

また、勝浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、「認知症に関する相談窓口を知っているか」について、「はい」の割合が26.2%、「いいえ」の割合が70.2%となっています。

現在、本町において、ぽかりんカフェ（認知症カフェ）や認知症サポーター養成講座など認知症の人への支援として様々な取組を進めています。勝浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、認知症に関する相談窓口の認知度は2割程度にとどまっており、町広報誌や認知症ケアパスの配布、これまで構築してきた認知症の方を支援するネットワークを活用し、本事業の普及啓発及び初期集中支援事業を実施することによって、認知症の初期の方を適切な支援機関に結びつけることが必要です。また、「共生」と「予防」を車の両輪としてネットワークの早期発見・早期診断・早期支援機能が自律的に機能していくことが必要です。

### 3 「安定した生活支援体制を作る」についての課題

---

本町では、高齢者が日常生活を安心して快適に暮らせるために地域の住民、各種団体、行政等が密に連携し、地域での生活支援体制づくりを推進してきました。

勝浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、「家族や友人・知人以外の相談相手」は、「そのような人はいない」の割合が30.9%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が26.4%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が19.4%と公的機関などの相談機関の利用が少ない状況です。

高齢者支援の中核機関となる地域包括支援センターの相談支援体制の強化を図っており、さらに地域ケア会議において、支援が必要な高齢者の情報共有や支援方法について議論しています。今後も民生委員・児童委員など地域の活動者と継続して連携強化を図り、地域の身近なところで気軽に相談できる体制を確保することが重要となっています。

さらに、高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするためには、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を町の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

国においては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会は福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものです。地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとのつながりを強化していくことが必要です。

**1 基本理念**

令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「生涯 元氣 いきいき・かつうら ～笑顔にあふれ、介護になっても安心できるまち～」とします。

**生涯 元氣 いきいき・かつうら  
～笑顔にあふれ、介護になっても安心できるまち～**

## 2 基本目標

### (1) 生涯を健康でいきいきと活動する

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者の QOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取組を推進します。

### (2) 地域で安心して暮らし続ける

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活をするため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

### (3) 安定した生活支援体制を作る

ノーマライゼーションの理念を地域社会で受け止め、世代を超えたふれあいや支え合いなど地域福祉計画と連携した取組や、ともに生きる豊かな福祉のまちづくりを推進します。

高齢者が気軽に出かけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

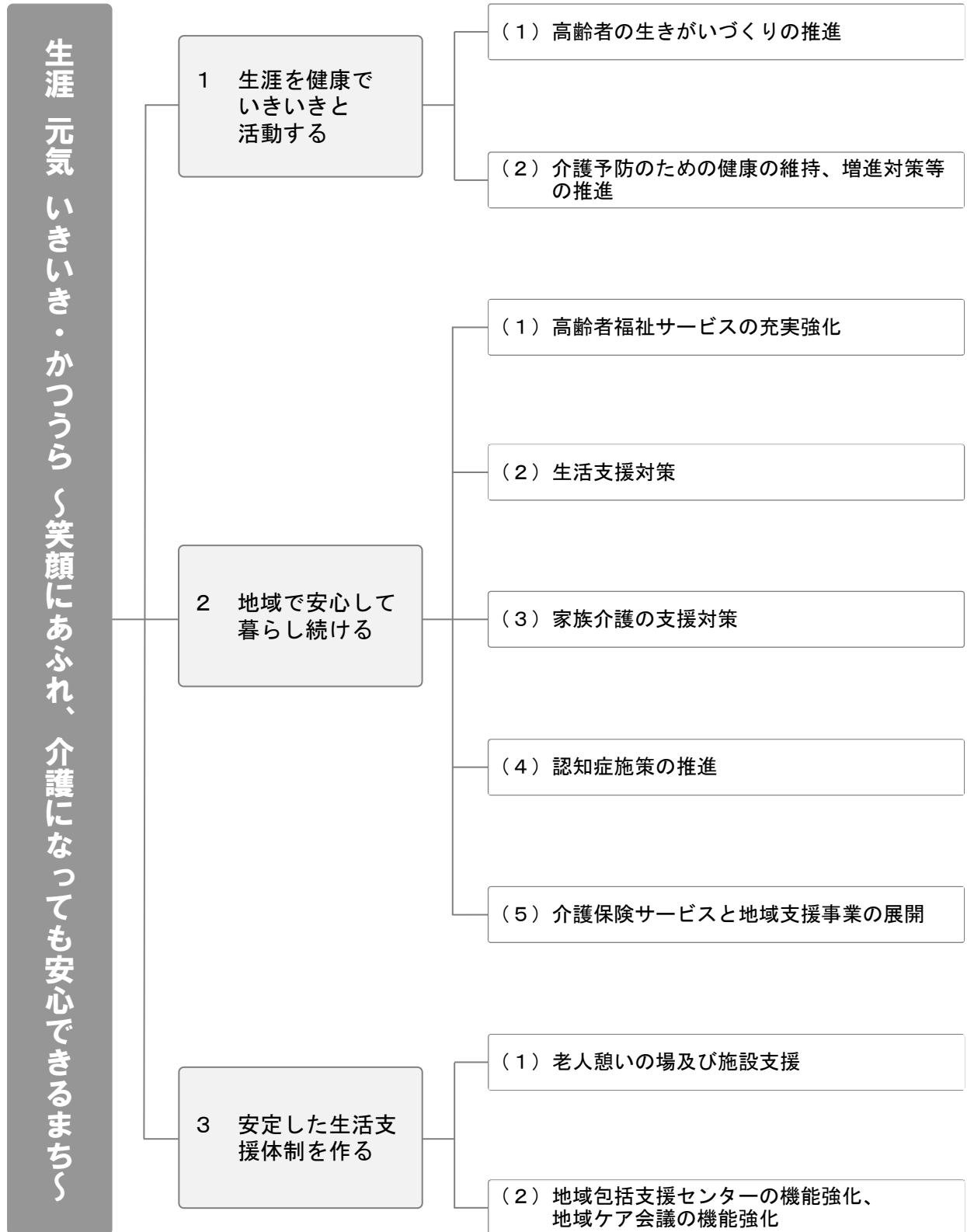
また、高齢者が火災や犯罪、交通事故等の危険に遭うことのないような体制づくりを進めるとともに、災害時には安全に避難できるよう、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

### 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策 ]





## 1 生涯を健康でいきいきと活躍する

## (1) 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者がいつまでも健康で、地域で活躍し続けるためには生きがいつくりが不可欠であることから、高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の拡充に努め、高齢者の生きがいつくりや仲間づくりを支援します。

## 【主な取組】

| 事業名        | 事業概要  |
|------------|---|
| 老人クラブ活動の促進 | 今後は、会員が地域のひとり暮らしの高齢者や要配慮高齢者等の家庭を訪問して、対話するなど、地域ぐるみの福祉活動の一翼を担う、福祉社会形成の担い手となるよう取り組んでいきます。  |
| 就業機会の確保    | 本町では、高齢者の豊富な知識・経験・技能を活かすことのできる仕事を企業・一般家庭・公共機関から引き受け、健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供するシルバー人材センターに対して支援を行っています。<br>勝浦町シルバー人材センターは、平成8年に設置されており、近年は、会員数は減っていますが、受託件数は延びており、地域社会の担い手としてより一層の拡大と充実に取り組んでいきます。 |
| サロン活動の促進   | 今後も引き続き、参加者の拡充を図るとともに、参加の少ない男性を取り込む内容づくりに努めていきます。   |

## (2) 介護予防のための健康の維持、増進対策等の推進

本町ではこれまでに、介護予防教室や百歳体操等の健康づくり、介護予防事業に取り組んできており、今後もこれらの取組を充実します。

また、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、高齢者の健康づくりやフレイル予防について普及啓発を図り、住民主体の活動的で継続的な地域における介護予防事業を展開します。

### 【 主な取組 】

| 事業名        |  | 事業概要   |
|------------|--|--|
| 介護予防教室等の開催 | 要介護状態になることを防ぐための各種介護予防教室（イキイキ元気教室、パワーアップ教室）の開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒骨折予防</li> <li>・筋力向上トレーニング</li> <li>・認知症予防</li> <li>・運動器機能向上 等</li> </ul>   |
|            | 生活習慣改善のための支援施策等                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活管理指導</li> <li>・介護予防に関する啓発</li> <li>・地域住民に対する情報の提供</li> </ul>   |
| 食生活の支援対策   |  | 従来ので生活支援施策としての配食サービスに加え、サービスの定期的な見直しと評価を行い、総合的な介護予防施策としての実施を図る必要があります。   |
| 緊急通報体制の整備  |  | <p>本町では、ひとり暮らし高齢者に対し、急病や災害等の緊急時にも安心して在宅生活を送れるよう緊急通報体制の整備に努めています。</p> <p>なお、より確実な緊急通報体制の整備を図るため、当該高齢者の近隣住民、民生委員、ボランティア等による見守り・安否確認等により地域で支えるシステムの構築を図っています。</p> |

## 2 地域で安心して暮らし続ける

### (1) 高齢者福祉サービスの充実強化

高齢者福祉サービスについては、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民・地域・行政の協働により、ニーズに応じた利用しやすいサービスの充実を図ります。

また、在宅での生活が困難な高齢者に対しては、本人の希望や身体・経済・家庭状況に応じた「施設」以外の多様な住環境の整備に取り組みます。

今後、退院後や老人保健施設の退所後の住まいの確保が必要とされており、入所施設の整備とあわせて、高齢者の状態や希望に沿った住まいの場の確保や在宅生活への円滑な移行に向けた支援を検討します。

#### 【主な取組】

| 事業名             | 事業概要  |
|-----------------|---|
| 住宅改修に関する指導      | 高齢者が在宅で生活するために必要な住宅改修に際し、積極的に相談に応じ、地域包括支援センターとの情報交換や協議により改修希望者のニーズに応え、関係機関との連絡調整を図り、円滑な改修に努めます。 |
| 高齢者等に対する相談活動の推進 | 今後は、さらに複雑な相談が寄せられるものと予測され、相談内容に対して円滑な支援の対策がとれるよう、各関連機関や団体とのネットワークの構築に取り組む必要があります。               |
| 福祉団体等への支援等の施策   | 今後も引き続き、ボランティアの発掘、養成、住民参加による生活支援等を推進するなど、地域福祉の意識向上を図るための施策の検討が必要です。                             |

## (2) 生活支援対策

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、日常生活において支援を必要とする高齢者に対し、配食サービスや移動支援などを始めとする様々な生活支援サービスの充実を図り、高齢者の地域生活を支援します。

### 【 主な取組 】

| 事業名        | 事業概要   |
|------------|--|
| 高齢者移動支援事業  | 町内を移動する際の支援策として、要介護認定（要支援1・2）を受けているまたは満75歳以上で本人の住民税が非課税の方を対象に「タクシー券」を発行し、助成しています。<br>社会福祉協議会に委託している福祉移送事業お買い物バス「福ちゃん号」による無料送迎を週2回行っています。<br>利用の要望が多いため、さらに事業内容について検討を進めます。また、高齢化に伴い、今後日常の買い物に困る方が高齢者を中心に増加することが予想されます。<br>こうした問題の解決に向けた対応策の充実を検討していく必要があります。 |
| 地域安心サポート事業 | 地域において、ひとり暮らし高齢者や移動手段を持たない高齢者、また、虚弱な高齢者等が簡単な家事や日常的な買い物等を公益社団法人勝浦町シルバー人材センターが代行し、日常生活の困りごとを解決する事業を実施しています。  |

## (3) 家族介護の支援対策

介護を必要とする高齢者の主な介護者の多くが家族や親族であり、介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや、自身の健康、仕事との両立に対する不安など、多岐にわたるものと考えられます。こうした状況を踏まえ、介護者が在宅で安心して介護ができるよう、介護技術・知識の取得等の支援、在宅介護者間の交流の促進等、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。

### 【 主な取組 】

| 事業名         | 事業概要  |
|-------------|---|
| 認知症サポーターの養成 | 今後も継続して、サポーター養成講座の開催や、サポーターへの継続したフォローを行っていく必要があります。 |

| 事業名        | 事業概要   |
|------------|--|
| 地域ケア会議の推進  | 高齢者の権利擁護における困難事例への対応の他に、個別の問題から地域課題の抽出や解決に向けての取組、関連機関とのネットワークづくりにつなげていくことが課題となっています。 |
| 家族介護教室等の開催 | 介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術の取得を目的に、介護者教室を開催します。                                  |
| その他サービス    | その他、検討が必要なサービスとして次のものが考えられます。<br>・家族介護者の交流<br>・認知症高齢者の見守り事業                          |

## （４）認知症施策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で認知症の人を支える基盤を構築していきます。そのため、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症に関する正しい知識の普及啓発の推進、地域における認知症ケアの方法の周知等を行い、認知症の人にやさしい地域の実現を目指します。

また、相談体制の強化、専門の支援員の配置、早期発見・早期治療への支援や、かかりつけ医等の医療と多職種の連携も含めた、認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組みます。

### 【 主な取組 】

| 事業名                     | 事業概要  |
|-------------------------|---|
| 認知症ケアパス（認知症相談ガイドブック）の普及 | 認知症の経過と対応のポイント、支援体制として相談機関や参加できる場所や利用できるサービス等についてわかりやすく一覧にした勝浦版の認知症ケアパスの普及を図ります。  |
| 認知症カフェ（出張カフェ）の運営        | 月1回「ぼかりんカフェ（認知症カフェ）」を開催し、介護の悩みや苦勞を家族同士で話をしたり、相談したりすることで家族支援を行っています。<br>また、作業療法やお茶を飲みながら会話をしたりすることで落ち着いた場所の提供や認知症進行予防に努めています。                            |
| 認知症サポーターの養成             | 認知症サポーターは、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることで、認知症の人や介護家族を見守り、応援する人です。<br>認知症に対する住民の偏見をなくし、地域全体で認知症の人や家族を支える環境づくりを進めるため、認知症サポーターの養成や活用を図ります。 |
| 認知症に関する知識の普及・啓発         | 認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見による治療を促進するために、認知症に関する理解を深め、地域全体で認知症の人や家族を支える環境ができるよう、広報紙や住民が集まる機会等を利用して知識の普及・啓発を行っていきます。   |

| 事業名             | 事業概要  |
|-----------------|---|
| 地域での認知症予防活動の推進  | 認知症は早期に発見し治療に結び付ければ改善の可能性がある病気です。また、認知症の症状に気づいても、家族で問題を抱え込み潜在化させていることも少なくありません。認知症を早期に発見し、治療に結び付けていくことや、認知症予防については、デジタル機器による認知症機能向上講座を各地域で開催できるよう取り組んでいきます。 |
| 認知症に関する相談・対応の充実 | 認知症に関する悩みや問題を本人や介護者が抱え込むことのないよう、町や地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、居宅介護支援事業所など、各関係機関が連携しながら、認知症に関する相談・対応を行っていきます。  |
| 認知症地域支援推進員の配置   | 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の症状に応じた介護サービス等の提供を促進するとともに、認知症、うつ病等が疑われる高齢者については、可能な限り、家庭訪問を行い、早期支援につなげていきます。  |
| 認知症初期集中支援チームの運営 | 認知症初期集中支援チームにおいて、認知症専門医の指導の下、保健師、社会福祉士等の複数の専門職が、家族の相談等により認知症が疑われる方や、認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。                             |

## (5) 介護保険サービスと地域支援事業の展開

介護保険サービスについては、サービスを必要とするすべての高齢者に必要なサービスが提供され、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするため、介護保険サービスの充実に努めます。

また、これらのサービスが適切に提供されるよう、介護保険制度の改正等を踏まえつつ、制度に関するさらなる周知を図るとともに、制度についてわかりやすい情報提供に取り組み、サービスが利用しやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、介護給付適正化事業や介護人材の確保等、サービスの質の向上を図る取組を進めます。

地域支援事業については、住民主体の支援等の多様なサービス、町の施策、民間企業により提供される生活支援サービスなどを活用することにより、高齢者の能力を最大限活かすことができる、多様なサービスを提供し、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

※介護保険サービスについては第5章で掲載

## 〈介護サービスの質の向上〉

### 【 主な取組 】

| 事業名                 | 事業概要   |
|---------------------|--|
| 要介護認定               | 要介護・要支援認定は保険者である勝浦町がその責任と権限に基づき、一定の基準により確認する行為であり、制度の根幹をなす重要な業務です。<br>要介護認定審査会は、勝浦町・上勝町・佐那河内村介護認定審査会を共同で設置しており、短期間で適正な判定ができるように、認定調査・審査の体制を確保し、適正な認定業務を推進します。<br>新規申請者は町の調査員が認定調査を行っており、全体的な連携体制のもと適切な対応に努めます。 |
| 情報提供・相談             | 利用者や家族等からの相談、苦情への対応、利用者・事業者・ケアマネジャーからの相談、情報提供に努めます。  |
| 給付適正化・徴収事務の遂行       | 介護費用の適正化に向けて、給付管理と徴収事務に努めます。<br>不適切な給付を防ぐため、医療情報や介護給付費給付情報等で定期的に点検し、事業所等へ確認して適切な給付を促進します。  |
| 介護人材の確保に向けた取組の推進    | 介護福祉士等の資格を持っていないが、現在介護サービス事業所等で働いていない「潜在的有資格者」を対象とした介護の現場への再就労を支援する研修や、介護人材のスキルアップを促す研修の実施、及び初任者研修や平成30年度に導入された入門的研修等への助成を検討し、町内の介護サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を促進していきます。   |
| 介護保険制度と障害福祉サービスとの連携 | 国の地域共生社会の実現に向けた取組において、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置づけられます。<br>国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業者の参入意向を把握しつつ、連携を図り検討を進めます。  |

## 〈地域支援事業〉

### ① 一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

#### 【 主な取組 】

| 事業名          | 事業概要   |
|--------------|--|
| 介護予防把握事業     | 基本チェックリストを活用することで、現在の健康状態や日常生活動作等の把握を行います。<br>そして、得られた情報をもとに、要介護状態をもたらす原因の早期解明に必要な、生活機能に関する項目を確認し、対象者の発見に努めます。 |
| 介護予防普及啓発事業   | 介護予防についての基本的な知識の普及を図るため、広報紙の配布等による住民周知を行い、日常の運動や体操、食生活の重要性についての知識の普及を図り、疾病予防を進めます。                             |
| 地域介護予防活動支援事業 | 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。  |

| 事業名               | 事業概要  |
|-------------------|---|
| 一般介護予防事業評価事業      | 介護予防事業の実施による生活機能の維持・改善の成果を定期的に評価し、事業の実施方法等の改善につなげていきます。                           |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 本町における介護予防の取組を強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の参画を進めていきます。 |

## ② 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

### 【 主な取組 】

| 事業名          | 事業概要  |
|--------------|---|
| 訪問型サービス      | 要支援者等に対し、身体介護や、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを平成29年度から実施しています。（平成29年度に介護予防給付から移行）<br>生活習慣の改善によって生活機能の維持・向上を図り、要介護状態になることを防ぐようサービス提供体制の確保に努めます。 |
| 通所型サービス      | 要介護状態になるおそれがある対象者の方へ、短期間で集中的に機能訓練に取り組んでもらう介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを平成29年度から実施しています。（平成29年度に介護予防給付から移行）<br>窓口相談や訪問活動の中から必要な方を通所型サービスへ積極的につなげられるように努めます。       |
| その他の生活支援サービス | 要支援者等に対し、ひとり暮らし高齢者等への見守り等、厚生労働省令で規定するその他の生活支援サービスの提供を検討します。   |
| 介護予防ケアマネジメント | 要介護状態等となることを予防するため、自らの選択に基づき、介護予防事業、生活機能の改善が適切な事業等により図れるように支援するため、その人にあったプランを作成する事業です。<br>わかりにくい面もあるため、事業への参加奨励を含めて、日頃からの関わりと総合的な関わりづくりを進めていきます。            |

## ③ 包括的支援事業

### 【 主な取組 】

| 事業名            | 事業概要  |
|----------------|---|
| 介護予防ケアマネジメント事業 | 心身の状態に応じて、介護予防事業やその他の適切な事業が包括的に実施されるよう必要な支援を行います。<br>自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、要支援者や介護予防対象者に対し、①一次アセスメント、②介護予防ケアプランの作成、③サービス提供後のアセスメント、④事業評価といったプロセスによる事業を実施していきます。 |



| 事業名             |                                | 事業概要  |
|-----------------|--------------------------------|---|
| 総合相談支援          | 実態把握業務                         | 地域のネットワークを活用した積極的な情報収集により、高齢者の心身状況の把握や家族の状況等についての実態把握を行います。   |
|                 | 総合相談業務                         | 相談内容に応じて、サービスや制度に関する情報提供、専門機関等の紹介などの初期相談対応を実施します。また、初期相談段階で専門的又は緊急の対応が必要と判断された方については、個別の支援計画の策定や支援計画に基づき適切なサービスの利用につなげる等の支援を行います。                                     |
| 地域ケア会議の充実       |                                | 困難事例や徘徊し行方不明になる心配のある方等の情報共有や関係者間の連絡・調整を図るために、これまでも月1回開催されてきた「地域ケア会議」について、包括的支援事業に位置づけることで、これまで以上に意義のある内容となるように充実を図っていきます。   |
| 権利擁護事業          | 権利擁護のための事業                     | 認知症高齢者や虐待の事例を把握するなど権利擁護の観点からの支援を行います。<br>また、認知症であって、本人に身寄りがない、あるいは親族からの虐待や放置を受けている等であっても、尊厳を持って安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点からの支援を実施していきます。                                  |
|                 | 諸制度の啓発                         | 広報紙等様々な手段を活用しながら啓発活動を行い、成年後見制度や町社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)などの諸制度の啓発を積極的に行っていきます。  |
|                 | 関係機関・団体との連携                    | 地域包括支援センターを中心に、町社会福祉協議会や県社会福祉協議会権利擁護センター、成年後見を推進するNPO団体等の関係機関・団体と相互連携の強化を図り、総合相談への対応等を通して、成年後見制度の活用や住民後見人育成に関する取組など、権利擁護に関する推進体制の充実に努めます。                             |
| 包括的・継続的マネジメント事業 | 日常的個別指導・相談                     | 地域のケアマネジャーに対するケアプランの作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、個々の高齢者の状況変化に応じた適切で専門的な見地からの指導、相談への対応を行います。<br>さらに、ケアマネジメントの長期的な実施、ケアマネジャーの技術向上、ケアマネジメントの公正・中立性の確保をするように努めます。              |
|                 | 支援困難事例等への指導・助言                 | 地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。   |
|                 | 包括的・継続的なケア体制・ケアマネジャーのネットワークの形成 | 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、町内の介護保険事業所及び施設に介護保険制度や保健福祉サービスに関する情報提供や事業所間の情報交換の場を設けます。<br>また、地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するために、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定する等ケアマネジャーのネットワークを構築します。 |
| 生活支援サービスの体制整備   | 生活支援サービスの協議体設置                 | 行政機関、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア団体、介護サービス事業者、地縁組織などサービスの関係者が集まり、生活支援サービスの体制整備と運営を推進します。   |
|                 | 生活支援コーディネーターの設置                | 生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築や運営をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置します。   |

| 事業名               | 事業概要  |
|-------------------|---|
| 在宅医療・<br>介護連携推進事業 | 在宅療養・在宅ケア・在宅看取りを推進していくため、地域ケア会議を活用し医療や介護の多職種連携を進めます。<br>また、互いの役割、仕事内容の理解を深めるため、医療・介護従事者等との連携の推進に努めます。 |

#### ④ 任意事業

##### 【 主な取組 】

| 事業名           | 事業概要  |
|---------------|---|
| 介護給付費等費用適正化事業 | 介護給付等に要する費用の適正化のための認定調査状況チェック、ケアプランチェック、住宅改修実態調査、医療情報との突合・縦覧点検等を行います。   |
| 家族介護支援教室      | 要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室を開催します。  |
| 認知症高齢者見守り事業   | 地域における認知症高齢者の見守り体制を構築することを目的に、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う体制づくりに務めます。 |
| 家族介護継続支援事業    | 介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための支援が実施できるよう取り組みます。  |
| 住宅改修支援事業      | 住宅の改修を行おうとする場合に、添付が必要となる住宅改修理由書の作成及び必要な援助の充実を図っていきます。   |

### 3 安定した生活支援体制を作る

#### (1) 老人憩いの場及び施設支援

高齢者が安心して暮らせるように、老人憩いの場の創設や健康増進の場として町内の施設の利用促進を図ります。

##### 【 主な取組 】

| 事業名         | 事業概要  |
|-------------|---|
| 老人憩いの場      | 集会所等を利用して気軽に集まり、高齢者の仲間づくりを推進し、家に閉じこもり生活に寂しさや孤独を感じることなく、楽しく過ごせる環境づくりを目指します。  |
| その他の福祉施設の状況 | 本町では、地域の高齢者の交流の場として、また、健康の増進、教養の向上あるいはレクリエーション等の活動を行う場として住民福祉センター等を整備しています。 |

#### (2) 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の機能強化

本町では、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する地域包括ケアシステムの拠点として町内全域を1つの生活圈域とし、地域包括支援センターの設置・運営を委託しています。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が継続できるよう支援を行う中核機関として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等、様々な事業に取り組んでいます。

高齢者のニーズの多様化に対応し、最も適切な支援を行うためには、関係機関や地域における関係者等と連携により、高齢者の状況に応じた包括的な支援体制を整備することが重要であるため、地域包括支援センターの機能の強化を推進します。

地域包括ケアシステムを推進するにあたり、本町では地域ケア会議の普及に取り組んできました。今後も、多職種により構成される地域ケア会議の充実に取り組み、高齢者を支援する関係機関・職種との連携・協力体制を構築するとともに、地域課題の抽出と対策を検討します。

## ① 地域包括支援センターの機能強化

### 【 主な取組 】

| 事業名                        | 事業概要  |
|----------------------------|---|
| 地域包括支援センターの<br>人員体制の強化     | 高齢化の進展に伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置します。<br>今後は、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた人員体制の強化を図ることが必要とされます。                                |
| 地域包括支援センターの<br>業務内容の見直し    | 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等<br>を図る中で、地域の中で基幹となるための機能強化を行うなど、<br>役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指します。<br>町が提示する委託方針について、より具体的な内容を提示するこ<br>とを推進し、町との役割分担と、それぞれが担うべき業務内容を<br>明確化します。 |
| 地域包括支援センターに<br>おける効果的運営の推進 | センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する<br>評価が必要とされます。<br>運営協議会等による評価の取組、P D C Aの充実等、継続的な評<br>価・点検の取組を強化するとともに、センターの取組について周<br>知するように努めます。  |

## ② 地域ケア会議の機能強化

高齢者のニーズの多様化に対応し、最も適切な支援を行うため、保健・医療・福祉等の関係機関の連携は不可欠となっており、本町では、各種のサービスを総合的に調整・推進することを目的とした機関として、地域ケア会議を設置しています。

地域ケア会議は実務担当者を中心とした構成で、次の項目を中心に協議を行っています。

- ・ 介護予防・生活支援サービスの総合調整
- ・ 居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業所の指導・支援
- ・ 居宅サービス計画（ケアプラン）作成指導

また、地域ケア会議は、個別事例の支援内容の検討を次の目的で行っています。

- ・ 地域の介護支援専門員が行う高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・ 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ・ 個別事例の課題分析等を行うことによる地域課題の把握

地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、次の5つの機能を持っていると期待されています。

#### 地域ケア会議の5つの機能

- ①個別課題解決機能
- ②地域包括支援ネットワーク構築機能
- ③地域課題発見機能
- ④地域づくり・資源開発機能
- ⑤政策形成機能

#### 【 主な取組 】

| 事業名         | 事業概要  |
|-------------|---|
| 地域ケア会議の機能強化 | 地域ケア会議を質的に向上させるため、専門職、多職種間の研修を実施することで資質向上を図り、地域包括支援センターが中心となり、高齢者を支援する関係機関・職種との連携・協力体制を構築し、充実した会議の開催・運営に努めます。 |

# 介護保険事業費等の算定

## 1 人口及び要支援・要介護認定者の推計

### (1) サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。

#### 1 人口推計

- (1) 65 歳以上～75 歳未満高齢者、75 歳以上高齢者の人口推計
- (2) 介護保険対象者（40 歳以上）の人口推計



#### 2 要介護等認定者数の推計



#### 3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス  
利用者数の推計



標準的居宅(介護予防)サービス  
標準的地域密着型(介護予防)サービス  
利用者数の推計



#### 4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (2) 各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



#### 5 介護保険給付費の推計

## 2 高齢者人口・要介護等認定者数の推計

### (1) 高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

高齢者人口（第1号被保険者）等の直近3年間の傾向は、減少傾向となっており、令和3年以降推計は減少傾向となっています。

高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

単位：人

| 区分                  | 実績     |       |       | 推計    |       |       |       |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 第1号被保険者<br>(65～74歳) | 924    | 935   | 970   | 910   | 875   | 843   | 774   |
| 第1号被保険者<br>(75歳～)   | 1,283  | 1,283 | 1,266 | 1,172 | 1,181 | 1,193 | 1,214 |
| 第2号被保険者<br>(40～64歳) | 1,435  | 1,379 | 1,323 | 1,286 | 1,249 | 1,214 | 1,140 |
| 合計                  | 3,642  | 3,597 | 3,559 | 3,368 | 3,305 | 3,250 | 3,128 |

資料：見える化システム

## (2) 認定者数の推計

認定者数の直近3年間の傾向は、要介護3・4の認定者数が減少傾向でありそれ以外が増加傾向であるため要支援・要介護認定合計者数としては、増加傾向となっております。また、令和3年以降推計は各区分横ばいもしくは増加傾向にあり、要支援・要介護認定合計者数としては、増加傾向となっております。

要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

| 区分   | 実績     |       |       | 推計    |       |       |       |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 要支援1 | 26     | 18    | 26    | 26    | 26    | 27    | 26    |
| 要支援2 | 84     | 84    | 85    | 87    | 88    | 87    | 84    |
| 要介護1 | 23     | 20    | 26    | 27    | 26    | 26    | 26    |
| 要介護2 | 80     | 92    | 94    | 98    | 96    | 99    | 99    |
| 要介護3 | 112    | 106   | 103   | 103   | 106   | 106   | 107   |
| 要介護4 | 72     | 69    | 65    | 67    | 68    | 69    | 70    |
| 要介護5 | 49     | 63    | 63    | 65    | 64    | 65    | 64    |
| 計    | 446    | 452   | 462   | 473   | 474   | 479   | 476   |

※第2号被保険者をのぞく  
資料：見える化システム



### 3 居宅・介護予防サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があります。

また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、費用の原則1割～3割をサービス事業者に支払います。

#### (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ひとり暮らしや同居家族等の障害・疾病などを理由に、自分や家族だけで日常生活を営むことが難しくなった要介護者の居宅に介護福祉士やホームヘルパーが訪問し、調理、掃除、洗濯などの「生活援助」や、食事介助、衣服の着替え援助、入浴介助、トイレ誘導やオムツ交換の排泄援助などの「身体介護」を行うサービスです。

| 事業   |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 訪問介護 | 回/月 | 434    | 358   | 313   | 271   | 284   | 302   | 292   |
|      | 人/月 | 40     | 36    | 30    | 28    | 29    | 31    | 29    |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るために、寝たきり等の要介護(支援)者の居宅を入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。

| 事業         |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 訪問入浴介護     | 回/月 | 3      | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月 | 1      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定し、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護(支援)者の居宅に、医療機関等から看護師などが訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

| 事業       |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 訪問看護     | 回/月 | 51     | 42    | 39    | 41    | 41    | 41    | 41    |
|          | 人/月 | 4      | 2     | 5     | 7     | 7     | 7     | 6     |
| 介護予防訪問看護 | 回/月 | 22     | 23    | 16    | 11    | 11    | 11    | 11    |
|          | 人/月 | 2      | 3     | 2     | 1     | 1     | 1     | 1     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院、診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要介護(支援)者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

| 事業              |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-----------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 訪問リハビリテーション     | 回/月 | 96     | 63    | 59    | 44    | 45    | 45    | 45    |
|                 | 人/月 | 8      | 6     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | 22     | 15    | 23    | 15    | 15    | 15    | 15    |
|                 | 人/月 | 2      | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

#### (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院困難な要介護(支援)者に対し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行うサービスです。

| 事業           |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|--------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 居宅療養管理指導     | 人/月 | 13     | 13    | 13    | 11    | 12    | 12    | 10    |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (6) 通所介護

要介護者が、デイサービスセンター等へ通い、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練などを受ける日帰りのサービスです。通所介護は利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

| 事業   |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 通所介護 | 回/月 | 1,344  | 1,330 | 1,219 | 1,299 | 1,281 | 1,273 | 1,203 |
|      | 人/月 | 117    | 110   | 107   | 115   | 114   | 114   | 110   |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護(支援)者が老人保健施設、病院・診療所に通い、機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーションを利用することができるサービスです。病状が安定し、上記施設で診療に基づき実施される、計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と主治医に認められた要介護(支援)者を対象としています。

| 事業              |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-----------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 通所リハビリテーション     | 回/月 | 353    | 349   | 280   | 320   | 315   | 318   | 313   |
|                 | 人/月 | 45     | 45    | 37    | 41    | 40    | 40    | 39    |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 20     | 21    | 21    | 18    | 17    | 17    | 16    |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護(支援)者の介護者が、病気や出産、冠婚葬祭などの理由により、一時的に介護を行うことができなくなった場合に、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を受けるサービスです。

| 事業           |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|--------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 短期入所生活介護     | 日/月 | 1,105  | 1,233 | 1,199 | 1,408 | 1,434 | 1,466 | 1,318 |
|              | 人/月 | 56     | 61    | 65    | 75    | 76    | 77    | 70    |
| 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | 28     | 26    | 19    | 13    | 13    | 13    | 13    |
|              | 人/月 | 5      | 4     | 5     | 4     | 4     | 4     | 4     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護(支援)者の介護者が、病気や出産、冠婚葬祭などの理由により、一時的に介護を行うことができなくなった場合に、介護老人保健施設に短期間入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を受けるサービスです。

| 事業                |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-------------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 短期入所療養介護(老健)      | 日/月 | 8      | 17    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
|                   | 人/月 | 1      | 2     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 短期入所療養介護(病院等)     | 日/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                   | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)  | 日/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                   | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 日/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                   | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等に入居する要介護(支援)者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

介護専用型特定施設とは、入居者が要介護者と配偶者(及び3親等以内の親族等)に限られた特定施設です。混合型特定施設とは、入居者の対象に要介護者だけでなく、要支援者や自立している高齢者も含めた、介護専用型特定施設以外の特定施設です。

| 事業              |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-----------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 特定施設入居者生活介護     | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護(支援)者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与するサービスです。対象となる福祉用具は、車椅子・特殊寝台・歩行器・歩行補助つえなどです。

| 事業         |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 福祉用具貸与     | 人/月 | 93     | 91    | 95    | 109   | 110   | 113   | 109   |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | 33     | 38    | 41    | 47    | 47    | 47    | 45    |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (12) 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売

在宅の要介護(支援)者が、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排泄に用いる福祉用具等の一定のもの(特定福祉用具)を購入した際に補助を受けられるサービスです。特定福祉用具の対象となるのは、貸与になじまない性質のもので、腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分です。支給限度基準額の9割を上限とし、申請により償還払いで支給されます。

| 事業            |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|---------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 特定福祉用具購入費     | 人/月 | 2      | 2     | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 人/月 | 1      | 1     | 3     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (13) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護(支援)者が、自立した在宅生活を継続するための環境整備として、居住する住宅に手すりの取付けや段差の解消等の一定の住宅改修をした際に補助を受けられるサービスです。支給限度額の9割を上限とし、改修前と改修後に理由書や写真等を添付した申請により、償還払いで支給されます。

| 事業       |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 住宅改修     | 人/月 | 2      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 介護予防住宅改修 | 人/月 | 1      | 1     | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅で生活する要介護者が、居宅サービス等の適切な利用ができるように、ケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整などを行い、介護保険施設への入所が必要な場合は紹介などを行うサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスなどを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が、ケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。

| 事業     |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|--------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 居宅介護支援 | 人/月 | 192    | 192   | 186   | 197   | 197   | 201   | 192   |
| 介護予防支援 | 人/月 | 53     | 56    | 56    | 53    | 54    | 54    | 52    |

※令和2年度の実績値は見込値です。



## 4 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる3種類の施設で提供されています。

### (1) 介護老人福祉施設

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護3以上の方が、定員30人以上の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排泄等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービスです。

| 事業       |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護老人福祉施設 | 人/月 | 64     | 69    | 78    | 79    | 79    | 79    | 91    |

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (2) 介護老人保健施設

病状の安定した要介護者で在宅での生活が困難な方が、介護老人保健施設に入所し、看護・医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けるサービスです。このサービスは、在宅生活への復帰を目指して提供されます。

| 事業       |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護老人保健施設 | 人/月 | 12     | 15    | 17    | 21    | 21    | 21    | 23    |

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (3) 介護医療院

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18年からの「医療制度改革」の一環として平成29年度末までの廃止が決定されていましたが、新施設（「介護医療院」や「介護療養型老人保健施設」など）に転換するための準備期間が6年間（令和5年度末まで）に延長されました。

| 事業    |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護医療院 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (4) 介護療養型医療施設

病状が安定し、長期療養が必要な要介護者が、療養病床等を持つ病院・診療所に入院し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を受けるサービスです。

医療の必要性を見極め、医療よりも介護の必要性が高い要介護者については、老人保健施設等介護保険施設を利用していくことになります。

| 事業        |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護療養型医療施設 | 人/月 | 3      | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     |       |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## 5 地域密着型サービス

住み慣れた地域で住み続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、介護サービスと看護サービスの連携を図りつつ、「短時間の定期訪問」「随時対応」といった手段を適宜・適切に組み合わせて、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供するサービスです。

| 事業               |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|------------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (2) 夜間対応型訪問介護

要介護者に対して、夜間に定期的な巡回又は通報により、介護福祉士等のホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるように援助するサービスです。

| 事業        |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護(支援)者が、特別養護老人ホーム等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を受ける日帰りのサービスです。

| 事業             |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|----------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 認知症対応型通所介護     | 回/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 回/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護(支援)者が居宅で自立した生活を営むことができるように、「通い」を中心として、その様態や希望に応じて、随時「訪問」や「宿泊」を組み合わせ利用できるサービスです。

| 事業              |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-----------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 小規模多機能型居宅介護     | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者及び要支援2の方に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を受けるサービスです。

| 事業               |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|------------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 認知症対応型共同生活介護     | 人/月 | 19     | 19    | 18    | 18    | 18    | 18    | 18    |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームなどの特定施設は、地域密着型特定施設の指定を受けることができます。地域密着型特定施設に入居している要介護者を対象に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行うサービスです。

| 事業               |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|------------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービスです。

| 事業                   |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|----------------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 21     | 21    | 22    | 20    | 20    | 20    | 20    |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (8) 看護小規模多機能型居宅介護

複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合的に組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能で、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

| 事業            |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|---------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (9) 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模の通所介護で、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

| 事業        |     | 実績値    |       |       | 見込量   |       |       |       |
|-----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 地域密着型通所介護 | 回/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|           | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和2年度の実績値は見込値です。

## 6 保険料の算出

### (1) 介護サービス給付費の推計

介護給付費の見込み

単位：千円

| サービス種類                        | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------------------------------|---------|---------|---------|
| <b>居宅サービス</b>                 |         |         |         |
| 訪問介護                          | 10,579  | 11,117  | 11,738  |
| 訪問入浴介護                        | 0       | 0       | 0       |
| 訪問看護                          | 2,403   | 2,404   | 2,404   |
| 訪問リハビリテーション                   | 1,567   | 1,575   | 1,579   |
| 居宅療養管理指導                      | 993     | 1,079   | 1,079   |
| 通所介護                          | 121,701 | 120,686 | 120,259 |
| 通所リハビリテーション                   | 27,150  | 26,769  | 27,052  |
| 短期入所生活介護                      | 136,901 | 139,292 | 142,577 |
| 短期入所療養介護（老健）                  | 1,616   | 1,685   | 1,685   |
| 短期入所療養介護（病院等）                 | 0       | 0       | 0       |
| 短期入所療養介護（介護医療院）               | 0       | 0       | 0       |
| 特定施設入居者生活介護                   | 0       | 0       | 0       |
| 福祉用具貸与                        | 14,813  | 14,987  | 15,358  |
| 特定福祉用具購入費                     | 500     | 500     | 500     |
| <b>地域密着型サービス</b>              |         |         |         |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護              | 0       | 0       | 0       |
| 夜間対応型訪問介護                     | 0       | 0       | 0       |
| 認知症対応型通所介護                    | 0       | 0       | 0       |
| 小規模多機能型居宅介護                   | 0       | 0       | 0       |
| 認知症対応型共同生活介護                  | 55,557  | 55,588  | 55,588  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護              | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護      | 73,101  | 73,142  | 73,142  |
| 看護小規模多機能型居宅介護                 | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型通所介護                     | 0       | 0       | 0       |
| 住宅改修                          | 898     | 898     | 898     |
| 居宅介護支援                        | 40,284  | 40,429  | 41,221  |
| <b>介護保険施設サービス</b>             |         |         |         |
| 介護老人福祉施設                      | 244,188 | 244,324 | 244,324 |
| 介護老人保健施設                      | 77,734  | 77,777  | 77,777  |
| 介護医療院<br>(令和7年度は介護療養型医療施設を含む) | 0       | 0       | 0       |
| 介護療養型医療施設                     | 0       | 0       | 0       |
| 介護サービスの総給付費（I）                | 809,985 | 812,252 | 817,181 |



予防給付費の見込み

単位：千円

| サービス種類               | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|----------------------|--------|--------|--------|
| <b>介護予防サービス</b>      |        |        |        |
| 介護予防訪問入浴介護           | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防訪問看護             | 657    | 658    | 658    |
| 介護予防訪問リハビリテーション      | 573    | 573    | 573    |
| 介護予防居宅療養管理指導         | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防通所リハビリテーション      | 7,974  | 7,501  | 7,501  |
| 介護予防短期入所生活介護         | 1,021  | 1,021  | 1,021  |
| 介護予防短期入所療養介護（老健）     | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等）    | 0      | 0      | 0      |
| 短期入所療養介護（介護医療院）      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防特定施設入居者生活介護      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与           | 2,776  | 2,776  | 2,776  |
| 特定介護予防福祉用具購入費        | 90     | 90     | 90     |
| <b>地域密着型介護予防サービス</b> |        |        |        |
| 介護予防認知症対応型通所介護       | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護     | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防住宅改修             | 2,224  | 2,224  | 2,224  |
| 介護予防支援               | 2,845  | 2,900  | 2,900  |
| 介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）     | 18,160 | 17,743 | 17,743 |

標準総給付費見込額

単位：円

| 介護給付及び予防給付           | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|
| 総給付費<br>→（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ） | 828,145,000 | 829,995,000 | 834,924,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額     | 60,644,406  | 60,772,079  | 61,410,441  |
| 高額介護サービス費等給付額        | 19,978,641  | 20,020,701  | 20,231,003  |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額    | 2,800,000   | 2,800,000   | 2,800,000   |
| 算定対象審査支払手数料          | 852,805     | 854,590     | 863,600     |
| 合計（標準給付費見込額）         | 912,420,852 | 914,442,370 | 920,229,044 |

## (2) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

令和3年度から令和5年度までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

第1号被保険者の保険料基準額の算定

単位：人

|  | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 合計            |
|--|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 標準給付費見込額 (①)   | 912,420,852 | 914,442,370 | 920,229,044 | 2,747,092,266 |
| 地域支援事業費 (②)  | 42,100,000  | 42,232,000  | 42,628,000  | 126,960,000   |
| 第1号被保険者負担分<br>及び調整交付金相当額<br>(③ = ((①+②) × 23%) + ((①+介護予防・<br>日常生活支援総合事業<br>費) × 5%)) ※1 | 266,300,789 | 266,897,173 | 268,608,522 | 801,806,484   |
| 調整交付金見込額 (④)   | 91,558,000  | 90,256,000  | 89,588,000  | 271,402,000   |
| 財政安定化基金拠出金<br>見込額 (⑤)  |             |             |             | 0             |
| 介護保険給付準備基金<br>取崩額 (⑥)  |             |             |             | 12,861,000    |
| 第8期保険料収納必要額<br>(⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)   |             |             |             | 517,543,484   |
| 予定保険料収納率 (⑧)   |             |             |             | 99.30%        |
| 所得段階別加入割合補正<br>後被保険者数 (⑨)  | 2,111人      | 2,085人      | 2,064人      | 6,260人        |
| 年額保険料基準額<br>(⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)  |             |             |             | 83,257        |
| 月額保険料基準額<br>(⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)   |             |             |             | 6,900         |

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。また、月額保険料基準額のみ100円未満を切り捨てています。

### (3) 所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

被保険者数の見込み

単位：人

| 所得段階              | 対 象 者                                   | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 |
|-------------------|---|------------|------------|------------|
| 第 1 段階            | 世帯全員非課税及び合計所得+課税年金収入額が 80 万以下           | 384        | 380        | 376        |
| 第 2 段階            | 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が 80 万円超 120 万円以下 | 250        | 247        | 245        |
| 第 3 段階            | 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が 120 万円超え        | 226        | 223        | 221        |
| 第 4 段階            | 世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が 80 万以下        | 239        | 237        | 234        |
| 第 5 段階            | 世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が 80 万超え        | 362        | 358        | 354        |
| 第 6 段階            | 本人課税で合計所得 120 万未満                       | 330        | 325        | 322        |
| 第 7 段階            | 本人課税で合計所得 120 万以上 210 万未満               | 200        | 197        | 196        |
| 第 8 段階            | 本人課税で合計所得 210 万以上 320 万未満               | 97         | 96         | 95         |
| 第 9 段階            | 本人課税で合計所得 320 万以上                       | 108        | 106        | 105        |
| 合 計               |   | 2, 196     | 2, 169     | 2, 148     |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 |   | 2, 111     | 2, 085     | 2, 064     |

第 8 期 介 護 保 険 料

単位：円

| 所得段階   | 対 象 者                                   | 基準額に<br>対する割合 | 年額保険料              | 参考月額<br>保険料 |
|--------|---|---------------|--------------------|-------------|
| 第 1 段階 | 世帯全員非課税及び合計所得+課税年金収入額が 80 万以下           | 基準額<br>× 0.50 | 41,400<br>(24,840) | 2,070       |
| 第 2 段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が 80 万円超 120 万円以下 | 基準額<br>× 0.75 | 62,040<br>(41,400) | 3,450       |
| 第 3 段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が 120 万円超え        | 基準額<br>× 0.75 | 62,040<br>(57,960) | 4,830       |
| 第 4 段階 | 世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が 80 万以下        | 基準額<br>× 0.90 | 74,520             | 6,210       |
| 第 5 段階 | 世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が 80 万超え        | 基準額<br>× 1.00 | 82,800             | 6,900       |
| 第 6 段階 | 本人課税で合計所得 120 万未満                       | 基準額<br>× 1.20 | 99,360             | 8,280       |
| 第 7 段階 | 本人課税で合計所得 120 万以上 210 万未満               | 基準額<br>× 1.30 | 107,640            | 8,970       |
| 第 8 段階 | 本人課税で合計所得 210 万以上 320 万未満               | 基準額<br>× 1.50 | 124,200            | 10,350      |
| 第 9 段階 | 本人課税で合計所得 320 万以上                       | 基準額<br>× 1.70 | 140,760            | 11,730      |

※第 1 段階から第 3 段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、( ) 内の保険料額となります。

## 1 行政機関内部、関係機関や団体との連携

中・高齢期も含めた生涯を通じ、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会を形成することが重要となっています。

町においては、本計画の推進主体として計画内容に基づき、福祉課を中心に行政機関内部での連携を密にし、高齢者の立場に立って、疾病予防や健康増進、生きがいづくりができることや、適切な医療、介護サービスや保健衛生、生涯学習、労働、住環境、バリアフリー化などの総合的な行政サービスの提供に取り組めます。

また、高齢者保健福祉圏においては、介護保険事業や老人保健・福祉サービスの進捗管理や連絡調整をはじめ、介護保険施設などの広域サービスに係る課題等の調整を図るとともに、広域的に保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連絡調整や連携を図ります。

## 2 保健・医療・福祉の連携の拡充強化

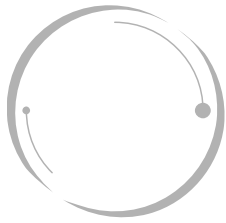
高齢者の多くは介護ニーズと医療ニーズをあわせ持っており、介護保険サービスを質的に向上させるためには、ケアマネジャーが利用者の主治医との連携を深められるようにすることや、町内の医療機関・医療関係者と、介護サービス事業者・介護専門職とが総合的・日常的に連携できる仕組みづくりが必要とされています。

健康寿命の面からは、寿命を延伸しながら高年期であっても元気で活力ある生活を送れるよう栄養・食生活を改善させることや、身近な地域での主体的な健康づくり活動を拡大し、身近な地域において通える場を充実すること、さらに、その参加者数の増大を図るなど、介護予防の機能を強化させることに取り組む必要があります。

そして、今後は、医療ニーズの高い後期高齢者が、増加していくことが見込まれます。

そこで、在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たすことが期待されている医師会等との連携強化により、退院調整や日常の療養支援等について、医療と介護の連携の仕組みづくりに取り組む必要があります。

こうした取組を行っていくため、保健・医療・福祉の関係者の連携を拡充強化させていただきます。



## 資料編

### 1 計画の策定経過

| 日付                    | 名称                                 | 内容  |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 令和2年10月19日～<br>10月30日 | 勝浦町<br>介護予防・日常生活<br>圏域ニーズ調査実施      | 計画策定の基礎資料として調査を実施   |
| 令和2年12月11日            | 第1回介護保険事業<br>計画並びに高齢者福<br>祉計画策定委員会 | (1) 第8期介護保険事業計画並びに<br>勝浦町高齢者福祉計画策定にあ<br>たって<br>(2) 勝浦町介護予防・日常生活圏<br>域ニーズ調査結果報告書につ<br>いて<br>(3) 各基本目標についての課題につ<br>いて |
| 令和3年1月22日             | 第2回介護保険事業<br>計画並びに高齢者福<br>祉計画策定委員会 | (1) 高齢者福祉計画・第8期介護保<br>険事業計画（素案）について<br>(2) 介護保険事業費等について   |
| 令和3年2月10日～<br>3月24日   | パブリックコメント<br>の実施                   | ・勝浦町高齢者福祉計画・第8期介護<br>保険事業計画（案）  |
| 令和3年2月17日             | 第3回介護保険事業<br>計画並びに高齢者福<br>祉計画策定委員会 | (1) 高齢者福祉計画・介護保険事業<br>計画（案）について   |

## 2 介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第113号）に基づく高齢者等の施策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、勝浦町介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 老人団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 保険・医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 被保険者代表
- (6) 関係行政機関職員

3 委員は、地方自治法第203条の規定による者の報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和30年条例第19号）のその他の委員とする。本委員会が、「勝浦町地域包括支援センター運営協議会」、「勝浦町地域密着型サービス運営委員会」と重複する場合は、本委員会の報酬のみを支払う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 4 日から施行する。



### 3 介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

| 関係機関              | 氏名      |
|-------------------|---------|
| 勝浦町副町長            | 山 田 徹   |
| 勝浦町老人クラブ連合会会長     | 稲 井 稔   |
| 勝浦町社会福祉協議会会長      | 速 水 克彦  |
| 勝浦町区長会会長          | 野 上 公男  |
| 勝浦町婦人会会長          | 秋 成 ふみよ |
| 勝浦町民生委員児童委員協議会副会長 | 阿 部 恵   |
| 勝浦町国民健康保険運営協議会委員  | 柳 田 博子  |
| 勝浦町内歯科医師          | 中 田 憲孝  |
| 特別養護老人ホーム喜楽苑施設長   | 岸 敏子    |

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

### オレンジプラン

「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らしを続けることができる社会を実現する。」ことを目的に、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて策定された「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」に基づき、可児市の認知症の取り組みをまとめたもの。

### 【か行】

#### 介護サービス

要介護認定で要介護1～5と認定された人が利用できるサービス。日常生活を送ることが困難であり、介護が必要な人を支援することを目的としたもの。

#### 介護支援専門員

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職（ケアマネジャー）のこと。

#### 介護予防サービス

要介護認定で要支援と認定された人が利用できるサービス。要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立に向けた生活が送れるように支援することを目的としたもの。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定で要支援と認定された人が利用できるサービス。要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立に向けた生活が送れるように支援することを目的としたもの。

#### 通いの場

「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場。

#### 共生型サービス

同一の事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスが一体的に提供できるサービス、仕組みであり、障がいのある人・児童が介護保険事業所を、また、高齢者が障がい福祉事業所を利用して、給付対象となる。

## ケアマネジメント

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うこと。

## 合計所得

所得税法上は、所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる）を差し引いた金額のこと。なお、介護保険制度では、所得税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額をいう。また、非課税者においては、さらに公的年金に係る所得を除いたものを意味する。

## 【さ行】

### サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場。

## 深化

深まること。また、深めること。といった意味であるが、厚生労働省の介護保険事業にかかる基本指針において新たに地域包括ケアシステムの深化・推進という表現を用いており、本計画でも使用している。

## 生活支援コーディネーター

地域において、高齢者が住み慣れた在宅でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の方々とともに抽出し、その課題解決に向けて「地域支え合い活動」や「介護予防・生活支援サービス」などの地域の方々によるサービスを構築するとともに、サービスのマッチングを行う人のこと。

## 成年後見制度

契約の締結等を行う代理人を選定したり、本人が誤った判断により締結した契約を取り消すことができるようにするなど、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。

## 【た行】

### 団塊の世代

第二次大戦後、昭和 22 年～24 年に生まれた世代のこと。

## 地域共生社会

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のこと。

## 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として実施している。地域包括支援センター等が主催し個別のケースを検討する地域ケア個別会議と、市町村等が開催し地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく地域ケア推進会議がある。

## 地域支援事業

介護保険事業の中で行われる事業は、要介護（支援）認定者が介護（予防）サービスを利用した場合に支出する「介護（予防）サービス給付費」と、この「地域支援事業」に大別される。「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進するもの。また、「地域支援事業」は、介護予防・生活支援サービスの提供と介護予防活動を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターを運営する「包括的支援事業」、在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備などを行う「包括的支援事業（社会保障充実分）」及び家族介護支援などを行う「任意事業」に大別される。

## 地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのこと。

## 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省が提供する情報システムであり、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されるもの。（厚生労働省ホームページより閲覧可能。）

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

## チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援と認知症サポーターを結び付けるための取り組みです。（近隣の認知症サポーターがチームを組み認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行います。認知症の人もメンバーとして参加します。）

## 特別養護老人ホーム

65歳以上の方で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な方を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

介護保険法上は介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設として位置づけられている。やむを得ない理由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる場合に、市区町村の措置による入所となります。

## 【な行】

### 日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において市町村が定めるもので、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して定めるもの。一般的には、小学校区、中学校区、旧行政区、地域づくりの単位など地域の特性を踏まえて設定する。

## 認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きの悪くなったために様々な障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

## 認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、認知症によって生活機能に関する障がい progresses していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをわかりやすく示した案内文書。

### **認知症サポーター**

講座を通じて認知症の正しい知識と接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援していく活動を行う人。

### **認知症初期集中支援チーム**

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

### **認知症地域支援推進員**

平成30年度から全ての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。

## **【は行】**

### **フレイル**

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

### **保険者機能強化推進交付金**

介護保険法等の改正により、平成30年度から高齢者の自立支援・重度化防止等に向け、保険者や都道府県の取組みが実施されるよう制度化し、自治体への財政的インセンティブとして、客観的指標を設定し、自立支援・重度化防止に関する取組みを推進するために創設された交付金。

## **【ま行】**

### **看取り**

死が避けられないとされた人が自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活を支援していくこと。

勝浦町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画  
(令和3年度～令和5年度)

発行年月：令和3年3月

発行：勝浦町

住所：〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

TEL：0885-42-2511（代表）